

日出町災害廃棄物処理計画

令和8年6月

目次

1 編 総則	1
1 章 背景及び目的	1
2 章 本計画の位置づけ	1
3 章 基本的事項	3
(1) 対象とする災害および災害廃棄物	3
(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体	5
(3) 地域特性と災害廃棄物処理	6
2 編 災害廃棄物対策	7
1 章 組織体制・指揮命令系統.....	7
(1) 日出町災害対策本部	7
(2) 災害廃棄物対策の担当組織	8
2 章 情報収集・連絡	11
(1) 日出町災害対策本部との連絡及び収集する情報	11
(2) 県との連絡及び報告する情報	11
(3) 国、近隣他都道府県等との連絡	12
3 章 協力・支援体制	13
(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援	13
(2) 民間事業者団体等との連携	14
(3) 広域支援体制	15
(4) ボランティアとの連携	18
4 章 住民等への啓発・広報	19
5 章 一般廃棄物処理施設の現況	20
6 章 災害廃棄物処理対策	21
(1) 災害廃棄物発生量	21
(2) し尿	21
(3) 避難所ごみ	22
(4) 処理可能量	22
(5) 処理フローに係る項目	23
(6) 収集運搬	26
(7) 仮置場	29
(8) 片付けごみ	34
(9) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	34
(10) 公費解体	36
(11) 国・県等への事務委託	39
(12) 環境モニタリング	42
7 章 風水害における処理対応	44
8 章 災害廃棄物処理実行計画の作成	46
9 章 廃棄物処理法の特例制度の活用	47
(1) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例	47
(2) 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加	48
(3) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加	49
(4) 災害廃棄物処理の委託に関する特例	49

10章	平時の備え	50
	(1) 計画の点検・改定	50
	(2) 計画の共有、関係者との連携	50
	(3) 職員の教育、研修及び訓練の実施	51
11章	補助金の活用	52

1 編 総則

1 章 背景及び目的

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震を始めとする未曾有の大災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災した地方自治体でその処理に苦慮している現状にある。大分県においても、平成28年熊本地震を経験している。また、地震だけでなく、気候変動に伴う降水量の増加により、河川氾濫等の風水害に対するリスクも高まっており、いつ大量の災害廃棄物が発生してもおかしくない状況となっている。

環境省では、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、県及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」とする。）を策定し、平成30年3月には改定版を公表した。

大分県においても、平成28年3月に災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保し、早期の復旧・復興に役立てるとともに、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となるよう「大分県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」とする。）を策定し、国の改定に伴い、令和2年3月及び令和8年3月にそれぞれ見直しを行った。

このような背景を踏まえ、日出町（以下、「本町」とする。）においても平成30年3月に日出町災害廃棄物処理計画を策定したが、昨今の各地での被災状況を鑑み、また最新の指針等に基づき、日出町地域防災計画等の関連計画と整合を図りながら、大規模災害による被災時の課題を整理し、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すために見直しを行った。

2 章 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める指針(平成30年改定)に基づき策定するものであり、日出町地域防災計画と整合性を図りながら、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、具体的な業務内容を示した。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

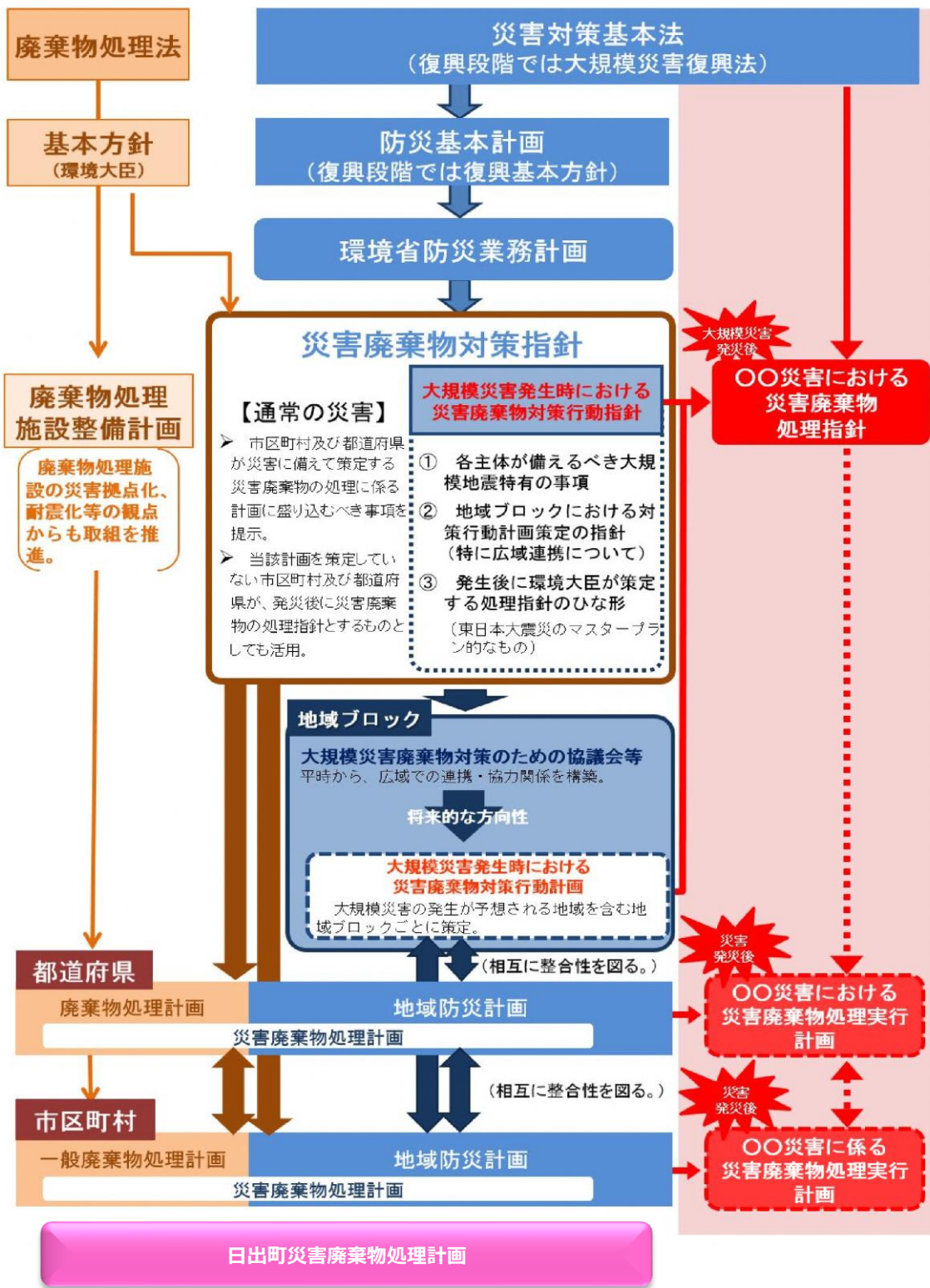


図1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け
 出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P1-4

3章 基本的事項

(1) 対象とする災害および災害廃棄物

本計画では、地震災害（地震により生じる津波、火災、爆発等を含む）及び水害（洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等）、その他自然災害を対象とする。本町では、地震災害で表1、風水害で表2に示す被害が想定されている。なお、本町においては、海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国や県の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していくものとする。

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、本町が処理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、表3のとおりとする。なお、災害時には、災害廃棄物の処理に加えて、通常的生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

表1 想定する地震災害

項目	想定される最大地震動	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)	上下水道	ブロック塀 倒壊件数
		揺れ	揺れ	堤防が機能しない場合				断水率	
上段		液状化	液状化	津波が乗り越えたら破堤する場合				影響人口 (人)	
中央構造線 断層帯地震	6強	906	18	332	743	380	139	84%	1,543
		1,308	27	225	713	369	135	21,902	-
日出生断層 帯地震	7	1,194	25	-	-	-	-	88%	1,735
		1,737	37	-	-	-	-	22,899	-
万年山-崩 平山地震	5弱	1	0	-	-	-	-	0%	7
		2	0	-	-	-	-	0	-
南海トラフ 巨大地震	5強	58	4	324	913	426	150	20%	399
		168	6	324	913	426	150	5,239	-
周防灘 断層帯地震	5弱	0	0	2	2	1	1	-	4
		0	0	2	2	1	1	-	-
プレート内 地震	6弱	7	14	-	-	-	-	1%	712
		21	22	-	-	-	-	338	-

出典：日出町地域防災計画

表2 想定する災害（水害）

項目	内容
河川	平成元年以降、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。 また、近年では、線状降水帯などの局地的集中豪雨により、大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものとする。
全壊	
半壊	
一部損壊	
床上浸水	
床下浸水	

出典：日出町地域防災計画

表3 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物 [※] 等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P1-9～1-10 を編集

(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体

1) 対策方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表4に示す。

表4 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
1) 公衆衛生の確保	廃棄物処理が滞ることで感染症等健康被害が発生することがないように公衆衛生の確保を最優先とする。
2) 広域的な対応による処理の迅速化と可能な限りの県内処理の実行	公衆衛生の確保及び速やかな生活再建に向け、発災初期の段階での国、他県自治体等の支援受入、県による事務代行等による処理の迅速化を図る一方で県内で処理可能なものは極力県内で処理が行われるよう、県内の自治体、業界が結集して対応する。
3) 将来に禍根を残さない適切な処理	無計画、無秩序な災害廃棄物の受入、処理により、仮置場周辺等の生活環境が将来にわたり悪化することがないように、モニタリング等の対策を含め、計画的な処理を行う。
4) 処理にあたっての再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化が図られるよう処理を行う。

2) 処理期間

地震災害については、発災から概ね3年以内、水害については発災から1年以内での処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

3) 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負う。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14(事務の委託)の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができる。本町が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、都道府県に事務委託を行うこととする。

(3) 地域特性と災害廃棄物処理

本町は、図2に示す大分県の中北部に位置し、県都大分市、観光都市別府市の隣接地として、また仏教文化が息づく国東半島の入口に位置する。総面積は73.26k㎡である。

大分県中部地域において主に影響を受けると考える地震には、海溝型と活断層型のものがあり、本町の地勢や市街地形成の状況を踏まえると、海溝型地震の場合、津波の襲来等により地区間のアクセスが遮断される可能性が高く、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。

町内沿岸部には、漁業や農業を行っている地域もあることから、漁網や園芸ハウス、これらで必要となる燃料タンク等が被災、廃棄物となった場合の対応を検討しておく必要がある。

本町では、別杵速見地域広域市町村圏事務組合（別府市、杵築市、日出町の2市1町で構成）がごみの中間処理業務を行っているが、災害廃棄物処理事務の実施に際しては処理能力を超える廃棄物が発生すると想定されるため近隣自治体との連携を図る必要がある。また、一般廃棄物の収集運搬及び処理の許可業者もいることから、これら民間のノウハウや資材等の活用を検討しておくことが有効である。



出典：第6次日出町総合計画

図2 本町の位置図

2 編 災害廃棄物対策

1 章 組織体制・指揮命令系統

(1) 日出町災害対策本部

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画に基づき図3のとおりとする。

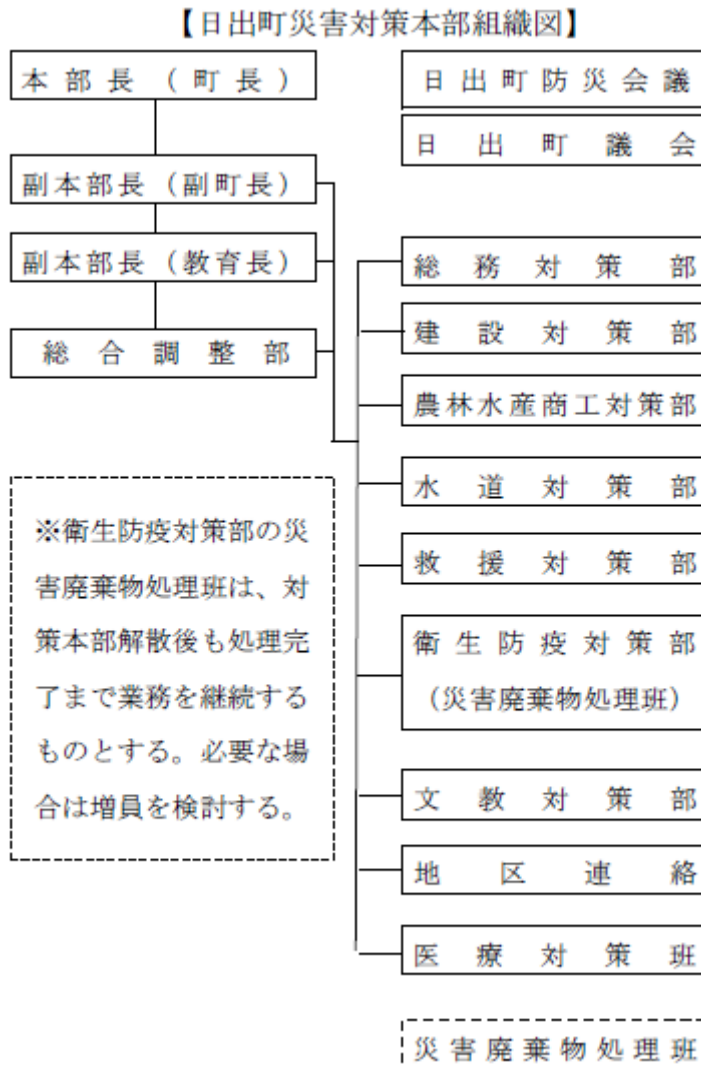


図3 日出町災害対策本部組織の構成

出典：日出町地域防災計画

(2) 災害廃棄物対策の担当組織

災害廃棄物処理を担当する組織については、災害廃棄物処理を担当する組織については、図4の機能組織を目安として、発災後の被害状況に応じて人員を確保する。

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表5及び表6のとおりである。各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から7日程度まで、応急対応は、発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から1年程度を目安とする。

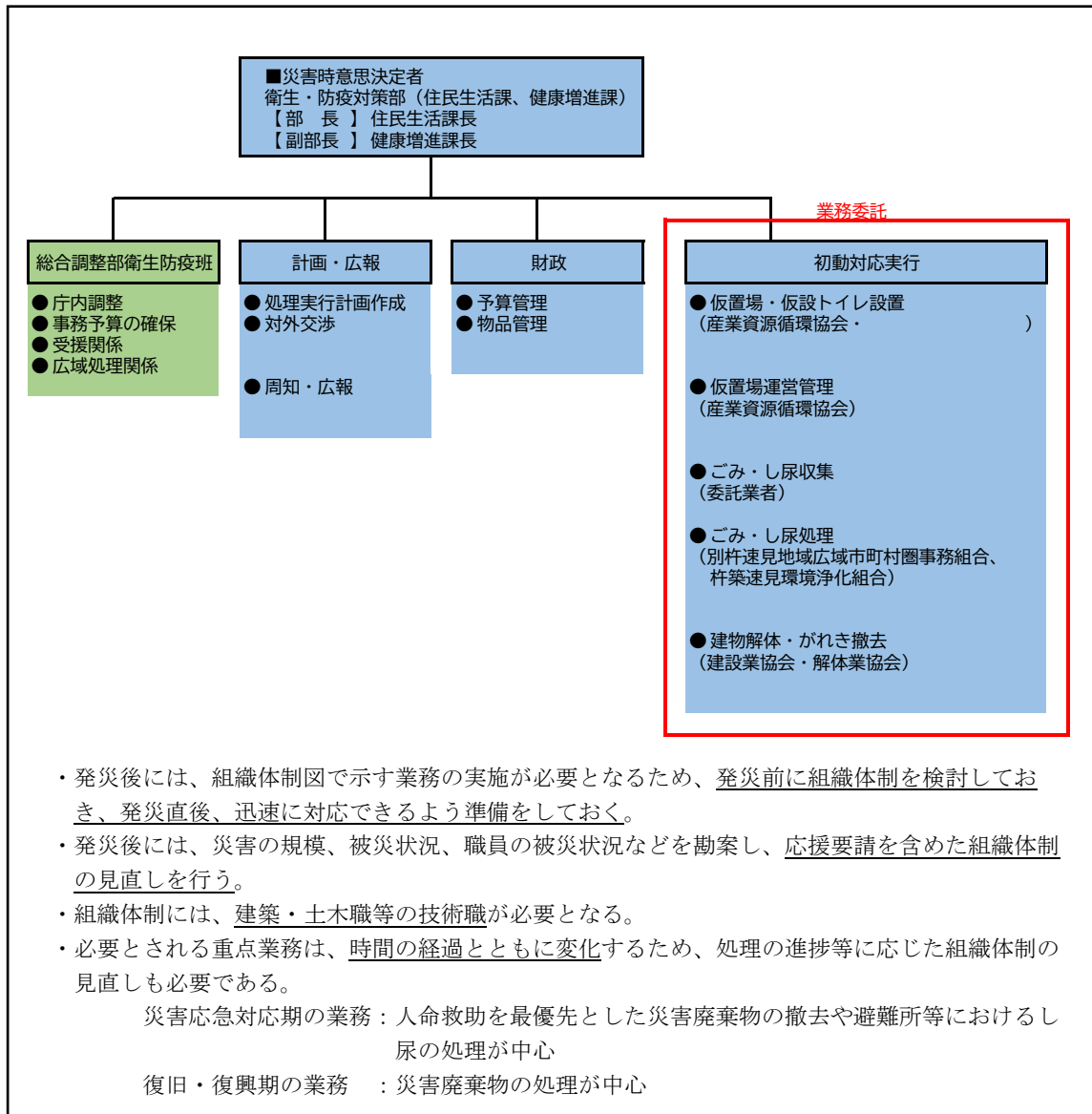


図4 災害廃棄物処理組織体制（案）

表5 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項 目		内 容
初動期	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		収集方法の確立・周知・広報
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
		感染性廃棄物への対策
	仮設トイレ等の し尿	仮設トイレ（簡易トイレを含む）消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの必要数の把握
		仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定
		仮設トイレの設置
		し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保）
		仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
応急対応 （前半）	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入
		ごみ焼却施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保
		収集状況の確認・支援要請
		生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定
		収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
	ごみ焼却施設等の補修・再稼働の実施	
	仮設トイレ等の し尿	収集状況の確認・支援要請
		仮設トイレの使用法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）
復旧・復興	仮設トイレ等のし尿	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p. 1-15を一部修正

表6 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項 目		内 容
初動期	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討
		住民、ボランティアへの情報提供（分別方法、仮置場の場所等）
		収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携
		収集運搬の実施
	撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）
仮置場	仮置場の候補地の選定	
	受入に関する合意形成	

項 目		内 容
初動期	仮置場	仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策
		仮置場必要面積の算定
		仮置場の過不足の確認、集約
	環境対策	仮置場環境モニタリングの実施（特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては、環境保全担当と連携）
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
	破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設（一般廃棄物・産業廃棄物）を活用した破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分
		処理可能量の推計
		腐敗性廃棄物の優先的処理
	進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価
各種相談窓口の設置	損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）	
住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報	
応急対応（前半）	発生量	災害廃棄物の発生量の推計（必要に応じて見直し）
	実行計画	実行計画の策定・見直し
	処理方針	処理方針の策定
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	処理スケジュール	処理スケジュールの検討・見直し
	撤去	倒壊の危険のある建物の優先撤去（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）
	環境対策	悪臭及び害虫防止対策
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先的回収
	破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の必要性の検討
仮設処理施設の必要性の検討		
応急対応（後半）	破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の実施
		仮設処理施設の設置・管理・運営
		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理
	各種相談窓口の設置	相談受付、相談情報の管理
収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立	
復旧・復興	撤去	撤去（必要に応じて解体）が必要とされる損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）（設計、積算、現場管理等を含む）
	仮置場	仮置場の集約
		仮置場の復旧・返却
破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	仮設処理施設の解体・撤去	

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p. 1-14を一部修正

2章 情報収集・連絡

(1) 日出町災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報を表7に示す。

表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに課内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

表7 災害対策本部から収集する情報の内容

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的	
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区名 ・ 報告者名、担当部署 ・ 報告年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所名 ・ 各避難所の避難者数 ・ 各避難所の仮設トイレ数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ不足数把握 ・ 生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の建物の全壊及び半壊棟数 ・ 町内の建物の焼失棟数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被害状況 ・ 断水（水道被害）の状況と復旧の見通し ・ 下水処理施設の被災状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフラの状況把握 ・ し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁・港湾の被害の把握		<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況と開通、復旧見通し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・ 仮置場、運搬ルート把握

(2) 県との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、県へ報告する情報を表8に示す。

本町は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに本町内等の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行う。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

正確な情報が得難い場合は、県への職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

なお、県との連絡窓口を明確にしておき、発災直後だけでなく、定期的に情報収集を行う。

表8 被災市町村から報告する情報の内容

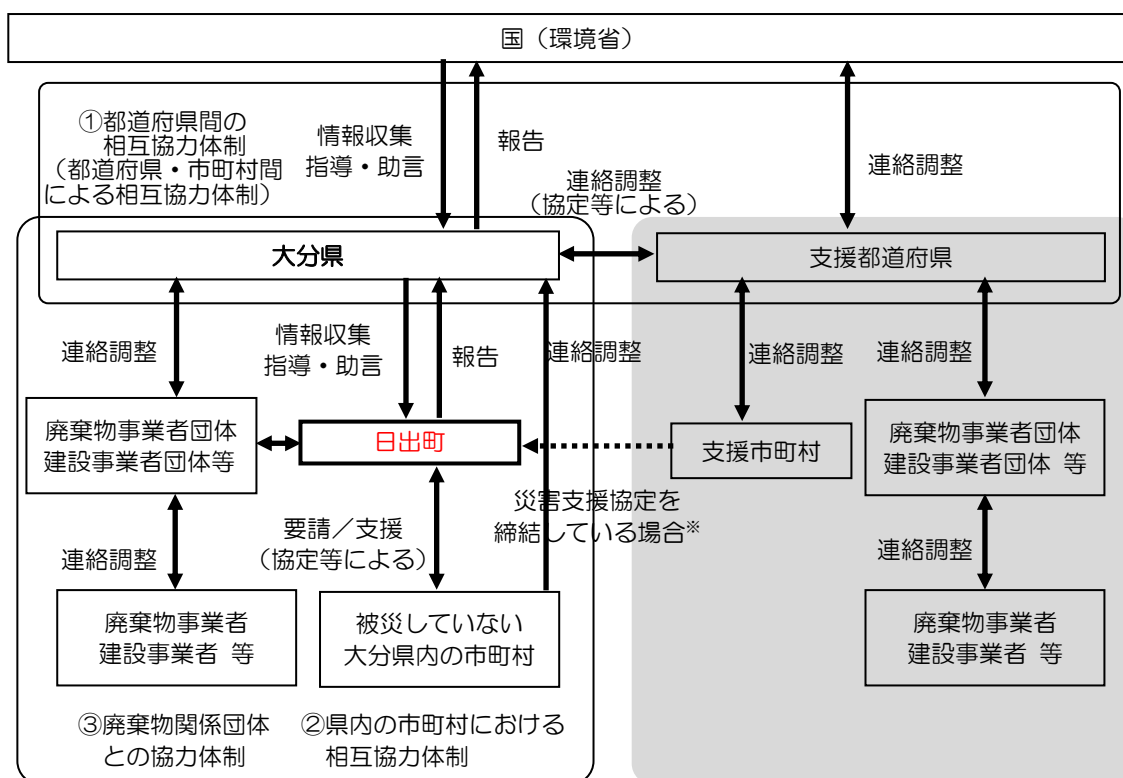
区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
災害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の種類と量 ・ 必要な支援 	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況 ・ 復旧見通し ・ 必要な支援 	
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の位置と規模 ・ 必要資材の調達状況 ・ 運営体制の確保に必要な支援 	

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・ 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

(3) 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）を図5に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省、九州地方環境事務所）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。連絡先一覧は資料編に掲載する。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成26年3月）P2-4を一部加筆・修正

3章 協力・支援体制

(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

他市町村等による協力・支援については、予め締結している災害協定等を表9に示す。

本町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請できるようにする。

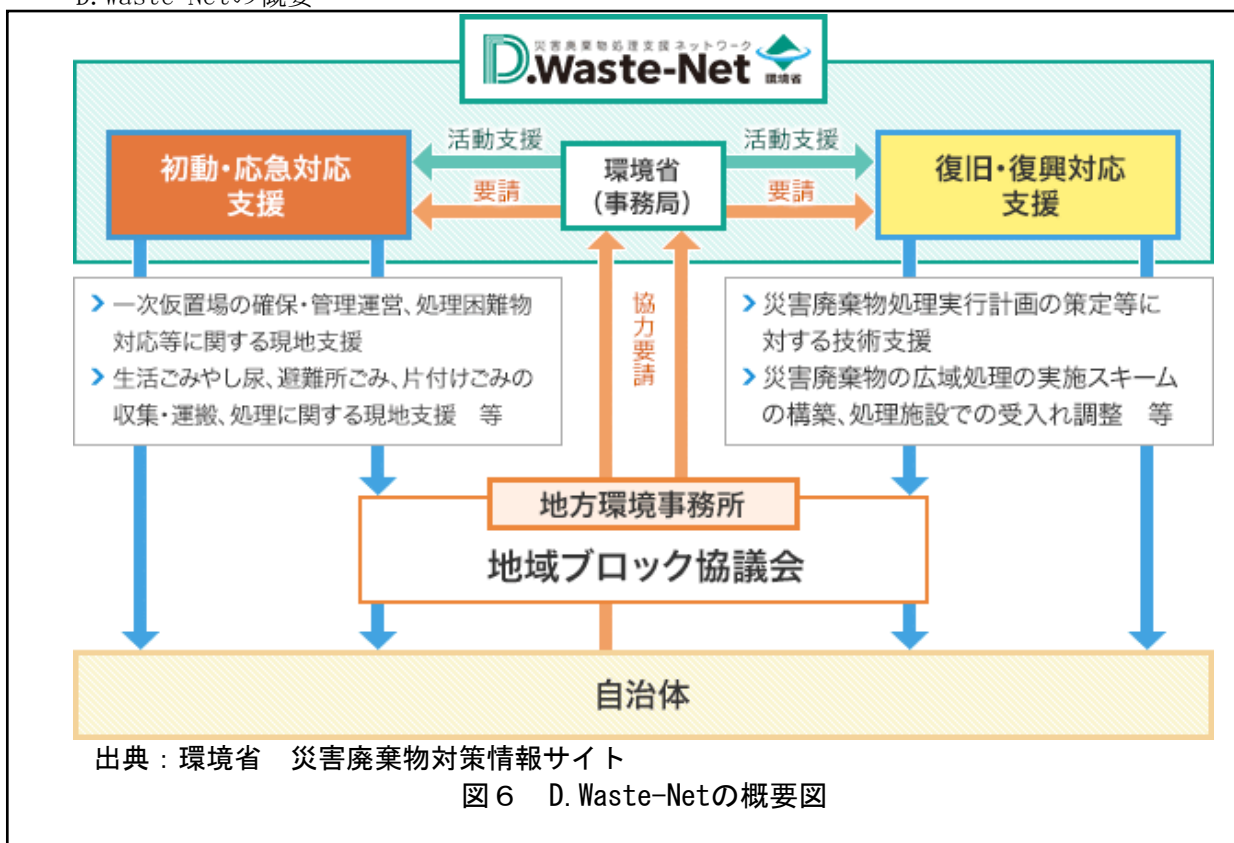
協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）^{*1}や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）^{*2}の活用も検討する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、職員が不足する場合は、県に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、県職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。

表9 災害時応援協定

締結元	協定名称	締結先	締結日	協定の概要
県及び市町村	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定	大分県知事、県内市町村長	H10.5.18	①災害応急対応に必要な職員の派遣 ②ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供

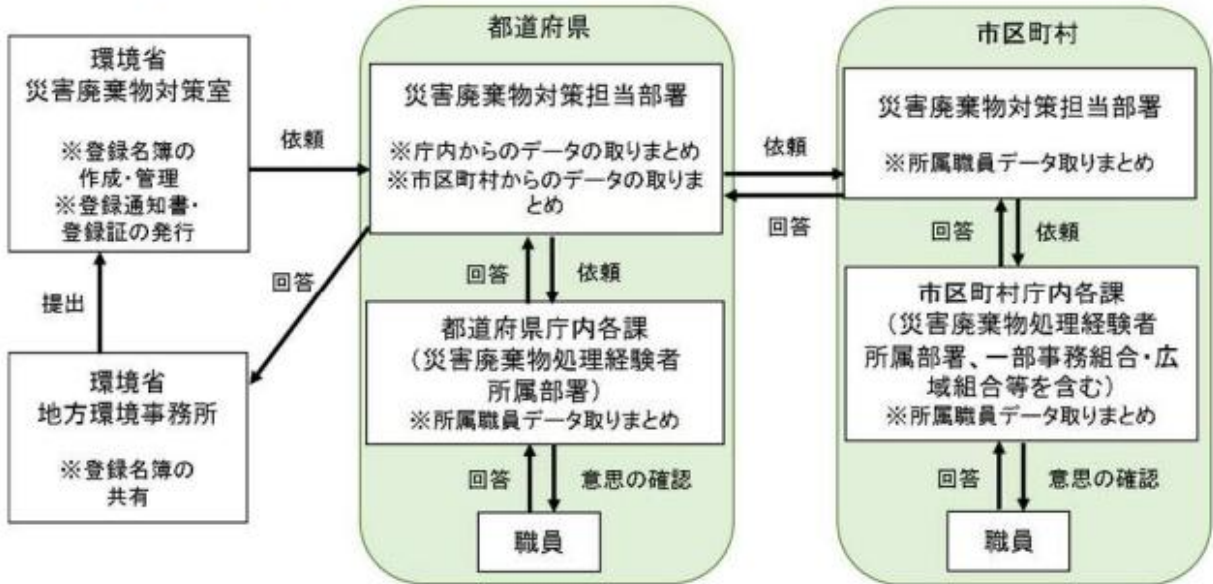
*1 D.Waste-Netの概要



*2 災害廃棄物処理支援員（人材バンク）の登録の流れ

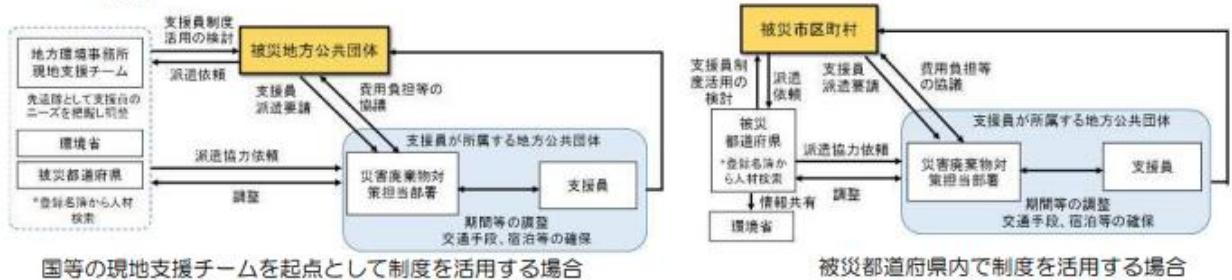
【災害廃棄物処理支援員の登録の流れ】

- 環境省は毎年、災害廃棄物処理支援員の推薦について、全国の地方公共団体へ依頼。
- 地方公共団体の推薦を受けた職員を災害廃棄物処理支援員として登録、名簿を作成。
- 環境省で作成した名簿は、都道府県とも共有。



【災害廃棄物処理支援員制度の活用の流れ】

- 被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング。
- 都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。



出典：環境省 災害廃棄物対策情報サイト

図7 災害廃棄物処理支援員制度の説明図

(2) 民間事業者団体等との連携

大分県では、民間関係団体5団体との間に「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定」を締結しており、災害発生時に備え、協力体制を構築している（表10）。災害発生時は、必要に応じて県を通じて災害廃棄物処理の協力を要請する。

今後、災害廃棄物処理に関連する各種事業者との個別応援協定の締結を進め、新たな協力支援体制を検討する。

表10 民間事業者との災害時応援協定

締結元	協定名称	締結先	締結日	協定の概要
大分県	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定	社団法人大分県産業廃棄物処理業協会 (現一般社団法人大分県産業資源循環協会)	H23. 12. 1	①災害廃棄物の撤去事業 ②災害廃棄物の収集・運搬事業 ③災害廃棄物の処分事業 ④上記3つに関し必要な事業
大分県	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定	社団法人大分県建設業協会 (現一般社団法人大分県建設業協会)	H19. 2. 1	①災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん ②災害廃棄物処理に必要な人員の派遣 ③その他災害廃棄物の処理に関し必要な事項
大分県	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定	大分県建造物解体工事業協同組合 (現一般社団法人大分県解体工事業協会)	H19. 2. 1	①災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん ②災害廃棄物処理に必要な人員の派遣 ③その他災害廃棄物の処理に関し必要な事項
大分県	大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定	大分県環境整備事業協同組合	H19. 2. 1	①し尿、浄化槽汚泥処理に必要な資機材等の提供及びあつせん ②し尿、浄化槽汚泥処理に必要な人員の派遣 ③その他し尿、浄化槽汚泥処理に関し必要な事項
大分県	災害時における浄化槽の点検・復旧に関する応援協定書	公益財団法人大分県環境管理協会	H27. 3. 20	①協会及び協会部会員による浄化槽の緊急点検及び実態調査の実施 ②浄化槽の部品交換、補修工事及び応急復旧等に係わる協会の部会員の斡旋 ③協会の部会員保有の仮設トイレの斡旋 ④前3号に掲げるもののほか、浄化槽の点検・復旧に関する必要な行為

(3) 広域支援体制

大規模災害が発生すると、大量に発生する災害廃棄物を被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、行政区界を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。その場合、地域内での連携体制を基本としつつ、まず県を通じた調整によって必要な支援を受けながら具体的な処理体制を構築していくこととなる。さらに、県内支援による処理完結が難しい場合には図8に示す九州ブロック災害廃棄物対策行動計画による相互協力体制が組まれることとなる。

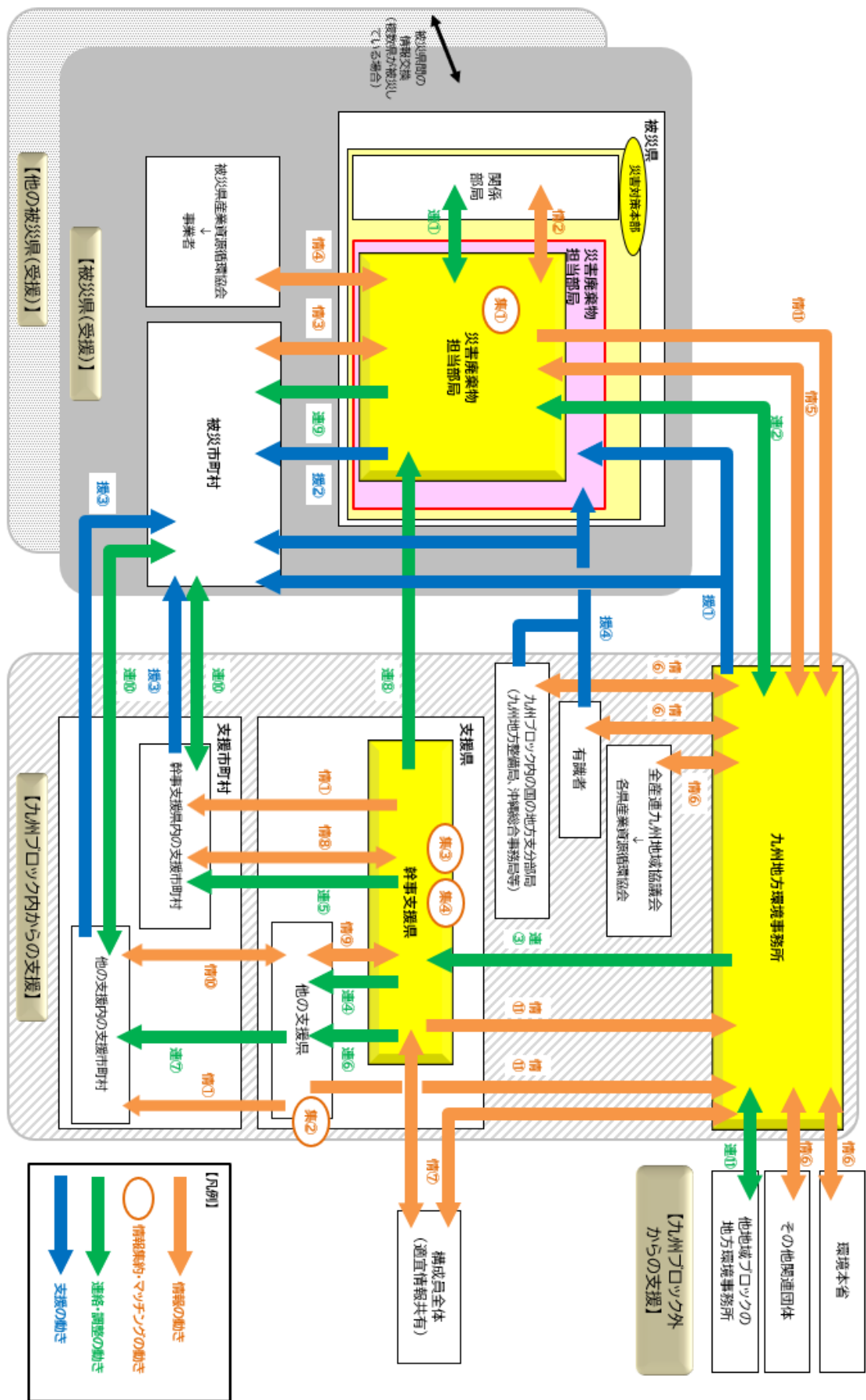


図8 ブロック内における災害廃棄物処理に関する体制例(簡略図)

表11 ブロック内連携時の関係者の対応・役割

区分	関係者		対応事項
	(←→ : 双方向での情報共有 → : 左から右の関係者へ照会、右から左の関係者へ回答)		
情報共有①	支援県(この時点では幹事支援県、他の支援県の区別なし)	→ 県内の支援市町村	・発災が予見される時点における、支援可能な内容に関する情報の回答準備(この時点では準備のみで、回答までは求めない)
情報共有②	被災県 災害廃棄物担当当局	←→ 被災県 関係部局	・災害廃棄物処理に関して必要な情報共有(被害状況、インフラ状況等)
情報共有③	被災県	→ 被災市町村 ←	・被災状況に関する情報の照会、回答 ・災害廃棄物処理への対応状況に関する情報の照会、回答 ・必要な支援に関する情報の照会、回答 ・ブロック内連携と別に既に行われている支援に関する情報の照会、回答
情報共有④	被災県	→ 被災県内の産業資源循環協会 ←	・既に行われている支援、今後予定している支援対応等の情報の照会、回答(他県の産業資源循環協会を介した支援に関する情報も含む)
情報共有⑤	九州地方環境事務所	→ 被災県 ←	・被災状況に関する情報の照会、回答
情報共有⑥	九州地方環境事務所	←→ 環境本省、九州管内の国の地方支分部局、有識者、全産連九州地域協議会、その他関連団体等	・被災県への対応等に関する情報共有
情報共有⑦	幹事支援県、九州地方環境事務所	←→ 協議会構成員	・適宜、各関係者において集約されている情報の共有
情報共有⑧	幹事支援県	→ 幹事支援県内の支援市町村 ←	・支援可能な内容に関する情報の照会、回答(※情報共有①で準備した回答)
情報共有⑨	幹事支援県	→ 他の支援県 ←	・支援可能な内容に関する情報の照会、回答
情報共有⑩	他の支援県	→ 他の支援県内の支援市町村 ←	・支援可能な内容に関する情報の照会、回答(※情報共有①で準備した回答)
情報共有⑪	被災県、幹事支援県、他の支援県	→ 九州地方環境事務所	・ブロック内連携と別に既に行われている支援に関する情報の共有
情報集約①	被災県		・被災市町村から収集した情報の集約
情報集約②	他の支援県		・他の支援県内の市町村から収集した情報の集約
情報集約③	幹事支援県		・被災県、他の支援県、幹事支援県内の市町村から収集した情報の集約
情報集約④	幹事支援県		・収集した情報のマッチング
連絡調整①	被災県 災害廃棄物担当当局	←→ 被災県 関係部局	・災害廃棄物処理に関して必要な調整(応援職員の手配等)
連絡調整②	九州地方環境事務所	←→ 被災県	・ブロック内連携体制構築の要否についての協議
連絡調整③	九州地方環境事務所	→ 幹事支援県	・ブロック内連携体制に基づく幹事支援県としての支援対応要請
連絡調整④	幹事支援県	→ 他の支援県	・(必要に応じ)幹事支援県の役割の一部の応援要請 →要請した支援県にも「幹事支援県」の一つになっていただく。
連絡調整⑤	幹事支援県	→ 幹事支援県内の支援市町村	【マッチング後】 ・支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達(支援要請)
連絡調整⑥	幹事支援県	→ 他の支援県	【マッチング後】 ・支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達(支援要請)
連絡調整⑦	他の支援県	→ 他の支援県内の支援市町村	【マッチング後】 ・支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達(支援要請)
連絡調整⑧	幹事支援県	→ 被災県	【マッチング後】 ・被災市町村の要望に対して、調整できた支援市町村を伝達
連絡調整⑨	被災県	→ 被災市町村	【マッチング後】 ・被災市町村の要望に対して、調整できた支援市町村を伝達
連絡調整⑩	幹事支援県内の支援市町村 他の支援県内の支援市町村	←→ 被災市町村	・マッチング結果に基づく災害廃棄物処理支援に関する、詳細条件の調整(最初の発信は支援側から行う) ・マッチング結果に基づく災害廃棄物処理支援に関する、詳細条件の調整(最初の発信は支援側から行う)
連絡調整⑪	九州地方環境事務所	←→ 他地域ブロックの地方環境事務所	【ブロック間連携時】 ・ブロック間の支援に関する連絡・調整
支援①	九州地方環境事務所	→ 被災県、被災市町村	・災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等 ・【必要に応じて】ブロック内連携体制に基づく支援に先立っての、職員の現地派遣(情報収集、技術支援等を目的とする) ・「災害廃棄物処理支援員制度」の利活用、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づく支援対応
支援②	被災県	→ 被災市町村	・災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等
支援③	幹事支援県内の支援市町村 他の支援県内の支援市町村	→ 被災市町村	・詳細条件調整後、災害廃棄物処理に関する支援の実施 ・詳細条件調整後、災害廃棄物処理に関する支援の実施
支援④	九州管内の国の地方支分部局、有識者等	→ 被災県、被災市町村	・災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等

(4) ボランティアとの連携

災害が発生した場合、災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する本町社会福祉協議会へ支援要請する。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に関する留意点として、表12に示す事項が挙げられる。この他、ボランティアを受け入れる際、宿泊場所の確保が難しいことが想定されます。原則として災害ボランティア自身で準備することになるが、平時から受け入れ体制を検討しておくことも必要である。

表12 災害ボランティア活動の留意点

留 意 点
・災害ボランティアの安全を確保するため、災害ボランティアセンターが設置されるまで、外部からの災害ボランティア受入れは行わない。
・災害ボランティア希望者は、できる限り仲介団体を利用して現地に赴くことが望ましい。
・災害ボランティア希望者には必ずボランティア活動保険に加入してもらう。
・災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベなどの危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせないこと。
・近年では水害が多発しており、水害被害を受けた家屋の床下の清掃や室内の乾燥を目的に、床材や壁材を剥がす作業が必要となる場合もある。しかし、その作業には一定の技術や知識が必要となること、家屋の破損や作業者の事故・怪我にもつながりやすく安全管理が必要となることから、災害ボランティアが独断では引き受けず、まずは災害ボランティアセンターへ相談するよう、注意を促すことも必要である。
・災害ボランティアの装備は基本的には自己完結だが、個人で持参できないものについては、できるだけ災害ボランティアセンターで準備する。粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）は必要である。
・破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんやハエ等衛生害虫に留意する。予防接種のほか、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに災害ボランティアセンターに報告の上、最寄りの医療機関にて診断を受けさせる。
・津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入し、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になる場合も多く、災害応急対応期（初動期、応急対応（前半・後半））で多くの人員が必要となる。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（令和5年1月）【技術資料12】を参考に作成

4章 住民等への啓発・広報

表13に住民へ広報する情報の例を示す。また、広報チラシのひな型を資料編に示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ゴミの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、防災無線、広報車、ホームページ等があり、被災状況や情報内容に応じ活用する。東日本大震災では住民への広報として、仮置場の設置場所や開設日等について情報伝達するために、マスコミを活用することが有効であったという事例がある。

表13 広報する情報（例）

項目	内容	周知方法
平時のうちに知らせておくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に伴い発生するごみは、従来の生活ごみとは別に排出ルールが設けられること ・排出ルールについて、右記の手段により、住民に周知されること ・迅速な処理を進めるためにも、分別・排出ルールの順守について、協力が必要なこと ・（過去に仮置場を設置したことがあり、今後も同様の対応を行う想定である場合）災害時の仮置場への排出ルールについて。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ X (旧twitter)、LINE等のSNS ・ 防災無線 (屋外スピーカー) ・ 広報車 ・ ホームページ
発災後に知らせること (住民による直接搬入を伴う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の設置について ・ 仮置場の場所 ・ 仮置場で受入可能な期間、曜日、時間帯 ・ 搬入時の受付手続き ・ 仮置場に排出可能なごみの種類 ・ 仮置場内での分別（積み下ろし）のルール ・ 仮置場で受け入れられないもの ・ 担当課の連絡先 ・ 清掃センターへの持ち込み ・ 生活ごみなどの収集方法 ・ 危険物・有害物質の取扱い ・ 廃自動車の取扱い ・ 不法投棄、便乗ごみの禁止 ・ 仮設トイレの設置 ・ し尿の収集方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎、避難所の掲示板 ・ 町報、区長回覧 ・ 報道（マスメディア）
(住民による直接搬入を伴わないが、広報を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の設置について ・ 仮置場の場所 ・ 仮置場の設置に際しての安全性の確保について（周辺環境対策の実施、大型車両の通行に際しての交通への配慮など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ ・ 町報

仮置場での災害廃棄物の分別種類の広報は重要である。以下にその分別種類を示す。
(例)

可燃系混合物、不燃系混合物、畳・布団、ガラス・陶器類、コンクリート・がれき、木くず、金属系混合物、廃家電等（家電リサイクル対象品目、その他）、処理困難物、危険物・有害物

5章 一般廃棄物処理施設の現況

本町は、別府市及び杵築市の2市1町で構成する別杵速見地域広域市町村圏事務組合において一般廃棄物処理を行っている。その一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の処理能力等の概要を表14、表15に示し、施設の位置図を図9に示す。

これらの施設とは、災害廃棄物の受入は可能であるが、条件等については協議が必要となる。

表14 一般廃棄物焼却施設の稼働状況

施設名	処理能力 (t/h/日)	炉数	供用開始 年度
藤ヶ谷清掃センター (熱回収施設)	235t/24h/日	2炉 (ストーカ式)	平成26年度
藤ヶ谷清掃センター リサイクルセンター (粗大ごみ等処理施設)	25t/5h/日	破碎、磁力線別、 アルミ選別	平成26年度

表15 一般廃棄物最終処分場の残余年数等

施設名	残余容量(m ³)	埋立開始 年度	埋立終了 年度
藤ヶ谷清掃センター 埋立処分地施設	3,062m ³ (令和6年度末時点)	昭和53年度	令和7年度

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（令和6年度実績）（令和8年3月 環境省）



図9 一般廃棄物処理施設の位置図

6章 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物発生量

災害廃棄物処理計画を策定するための災害廃棄物発生量の推計は、指針の技術資料14-2の推計方法を用いる

発災後は災害廃棄物処理実行計画策定時に災害廃棄物の発生量を推計することとなる。処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被害状況の調査結果に基づき、発生量推計の見直しを行う。なお、災害廃棄物発生量の推計式は、資料編に示す。

被害想定については、「大分県地震被害想定調査報告書（平成31年3月 大分県）」を出典としており、想定地震災害は本町で被害の大きく発生確率がより高い「南海トラフ巨大地震」とした。また、津波堆積物については「南海トラフ巨大地震対策について（令和7年3月 中央防災会議）」を出典としている。想定水害については指針による推計式から災害廃棄物全体量は全壊棟数10棟未満、片付けごみ発生量は被害棟数1,000棟未満の場合の発生量とする。

なお、表の合計は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。また、災害廃棄物全体量の推計には片付けごみの量も含まれている点を留意する。

表 16 災害廃棄物発生量（単位：t）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	津波堆積物	合計
4,443	10,924	21,114	29,529	1,914	2,456	62,400	132,780

表 17 片づけごみ発生量（単位：t）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	合計
294	724	1,399	1,956	127	163	4,662

表 18 水害による災害廃棄物発生量（単位：t）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
77	77	192	270	13	11	261	900

表 19 水害による片づけごみ発生量（単位：t）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
43	43	107	150	7	6	145	500

(2) し尿

表 20 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数

時間経過	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数 (基)
1日後	7,285	38
7日後	7,017	36

(3) 避難所ごみ

表 21 避難所ごみ発生量

時間経過	避難所避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
1日後	1,692	1.29
1週間後	1,517	1.15
1ヶ月後	991	0.75

(4) 処理可能量

ア) 焼却施設の処理可能量

焼却施設の処理可能量は、次の式を用いて推計した。

この推計方法は、施設を最大稼働させた場合の年間処理能力から、年間処理量（実績）を差し引いた余力分を処理可能量とするものである。なお、推計に当たり、施設の稼働状況等を把握するため、施設に聞き取りを行った。

表 22 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の推計式

$$\text{処理可能量(t/年)}^{*1} = \text{年間処理能力(t/年)} - \text{年間処理量(実績)(t/R5年度)}^{*2}$$

$$\text{年間処理能力(t/年)} = \text{年間最大稼働日数(日/年)} \times \text{処理能力(t/日)}^{*3}$$
 年間最大稼働日数: 200日～280日

※1 処理可能量(t/年)をもとに、2年間及び3年間処理した場合の処理可能量についても算出した。
 ※2 環境省一般廃棄物処理実態調査より
 ※3 藤ヶ谷清掃センターヒアリングに基づき設定

表 23 一般廃棄物焼却施設の処理可能量

施設名	処理能力 (t/日)	年間最大稼働日数 (日/年)	年間処理能力 (t/年)	年間処理量 (R5実績) (t/年)	処理可能量 (余力を全て活用)		
					(t/年)	(t/2年)	(t/3年)
藤ヶ谷清掃センター	235	270	63,450	56,573	6,877	13,754	20,631

イ) 最終処分場の処理可能量

最終処分場の処理可能量は、次の式を用いて推計した。

この推計方法は、残余容量から平時の埋立処分量10年分を差し引くことにより10年後残余容量を処理可能量とするものである。

表 24 一般廃棄物最終処分場の処理可能量の推計式

$$\text{処理可能量(t)} = (\text{残余容量(m}^3\text{)}^{*1} - \text{年間埋立処分量(実績)(m}^3\text{/R5年度)}^{*2} \times 10 \text{年}) \times \text{比重}$$
 比重: 0.8163^{*3}

※1、※2: 環境省一般廃棄物処理実態調査より ※3 一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和5年度）より

表 25 最終処分場の処理可能量

施設名	埋立容量 (覆土を含む) (m ³ /R5年度)	残余容量 (m ³)	処理可能量 (t)
藤ヶ谷清掃センター	1,522	5,013	0

ウ) し尿処理施設のし尿受入可能量

し尿処理施設のし尿受入可能量は、次のとおりです。

表26 し尿受け入れ可能量

設置市町村等	令和5年度処理量 (kl/年度)	日量換算 (kl/日) ①	処理能力 (kl/日) ②	受入可能量 (kl/日) ③=②-①	余裕率 ④=1-①÷②
杵築速見環境 浄化組合	18,306.00	50.02	58.00	7.98	13.76%

備考：日量換算=令和5年度処理量÷366日(うるう年)

(5) 処理フローに係る項目

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすことが、復旧のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを設定する。

1) 処理フロー

○南海トラフ巨大地震での災害廃棄物処理フロー

本町での処理では、想定される災害が発生した場合、焼却処理、最終処分ともに不足する可能性が大きいため、大規模災害発生時には広域的な処理について検討する。



図10 南海トラフ巨大地震での災害廃棄物処理フロー (例) 津波堆積物を含む

2) 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、県への事務委託（地方自治法第252条の14）を含めて広域処理を検討する。県への事務委託の内容には次のようなものが考えられる。

- ① 倒壊建物等の解体・撤去
- ② 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ③ 一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- ④ 二次仮置場からの収集運搬
- ⑤ 処理（自動車、家電、PCB 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

3) 処理スケジュール

過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、表27のスケジュールを目安とする。水害の事例においては1年以内での処理業務を完了することとし、表28のスケジュールを目安とする。

実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

表27 大規模災害での処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

表28 水害での処理スケジュール

	1年間					
	1週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

(6) 収集運搬

被災現場から仮置場への運搬、仮置場間の移動、仮置場から再生利用先又は最終処分先への運搬などの災害廃棄物の収集運搬は、市町村が実施することとなる。市町村は、災害廃棄物の収集運搬に関して平常時に災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法、必要機材、連絡体制などについて、具体的な検討を行っておく必要がある。特に、次の点については留意が必要である。

- ①被災現場における災害廃棄物の回収にあたっては、発災後一定期間は、警察、消防が人命救助や捜索活動を行う可能性もあることから、事前に警察、消防などと回収方法について調整する必要がある。（人命救助などの対応方針が被災状況によって判断されるときは、平時ではなく発災後に警察、消防と調整を行う場合がある。）
- ②災害廃棄物処理にあたる人員や収集運搬車両など必要な資機材が不足する場合は想定して、事前に周辺自治体などと人的・物的支援の協力連携体制を構築しておく。
- ③地元の建設業協会、解体業協同組合、産業廃棄物協会など（以下民間関係団体という）と事前に協力、連絡体制を確保しておく。
- ④ボランティア活動による災害廃棄物の撤去作業との連携体制を確保しておく。
- ⑤収集運搬を民間業者に委託する際、仮置場の管理や分別作業も併せて委託する方が、迅速に初動体制を構築できる場合がある。

1) 災害応急対策時

発災直後の災害廃棄物の収集運搬に関する基本的な実施手順を以下に示す。

表29 応急対応時の実施手順

行動		内容
STEP1	被災状況の把握	・道路、被災場所、災害廃棄物の種類、被災家屋数等の情報を収集する。
STEP2	災害廃棄物量の推計（被災地域毎）	・事前に定めた方法により災害廃棄物量の推計を行う。被災地域毎に行うことが望ましい。
STEP3	処理の方向性検討・協議 処理の方向性決定（域内、支援要請等） （災害廃棄物処理体制構築） （災害廃棄物処理実行計画策定）	
STEP4	仮置場（住民用仮置場、一次集積所）の確保	・土地の利用状況や道路啓開状況など処理実行計画等に基づき仮置場を決定する。
STEP5	収集・運搬体制の構築、収集・運搬ルート計画、必要機材の確保	・計画に応じて必要となる収集機材および人員をについて試算する。収集機材および人員が不足する場合は近隣市町村、民間関係団体又は県に支援を要請する。 ・必要に応じて民間事業者との委託契約等を行う。
STEP6	現場での分別・積み込み	・危険物や有害廃棄物などに留意し、安全対策を万全に行うとともに、効率的に中間処理を行うため、分別（大型物（家電、金属、コンクリートがら、柱材・角材、絨毯、布団、畳等）、危険物・有害物（燃料、爆発物、薬物、アスベスト、PCB等））をした上で積み込む。
STEP7	仮置場への収集・運搬	・仮置場への運搬を行う。

出典：大分県災害廃棄物処理計画（令和8年3月）

収集・運搬体制の構築においては、民間関係団体あるいは個別の事業者への委託が必要であるが、「非常災害時」においては、廃棄物処理法の特例措置が適用され、再委託が可能となる。

発災時の初動期における収集運搬車両の確保とルート計画を検討するにあたっての留意事項を以下に示す。

表30 収集運搬車両の確保とルート計画を検討するにあたっての留意事項（発災時・初動期）

災害廃棄物全般	片付けごみ	生活ごみ（避難所ごみを含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・災害初動時以降は、対策の進行により搬入が可能な仮置場が移るなどの変化があるため、GPSと複数の衛星データ等（空中写真）を用い、変化に応じて収集車両の確保と収集、運搬ルートが変更修正できる計画とする。 ・災害初動時は廃棄物の運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定し、交通渋滞等を考慮した効率的なルート計画を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は粗大ごみ等の片付けごみが排出される。片付けごみを収集車両により回収する際、利用できる道路の幅が狭い場合が多く、小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には2トンダンプトラック等の小型車両で荷台が深い車両が必要となる場合もある。 ・直接、焼却施設へ搬入できる場合でも、破砕機が動いていないことも想定され、その場合、畳や家具等を圧縮・破砕しながら積み込めるプレスパッカー車（圧縮板式車）が活躍した例もある。 ・このため、別途、片付けごみについては、回収戦略を検討しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び被害のなかった地域からの生活ごみを収集するための車両（パッカー車）の確保が必要となる。そのためには、発災直後の混乱の中で収集車両及び収集ルート等の被災状況を把握しなければならない。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（令和5年4月）【技術資料17-3】を参考に作成

2) 災害復旧・復興時（仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時）

災害復旧・復興時の実施手順は、表31に示すとおりであり、仮置場（住民用仮置場、一次集積所）では災害廃棄物の一次処理（粗選別）を行い、選別物のうち金属等直接リサイクルできるものは、リサイクル業者に引き渡す手続きを行う。直接リサイクルできないものは中間処理施設（二次集積所）に運搬し、二次処理（破砕・選別、焼却等）を行う。二次処理された選別物は、リサイクル先、処理・処分先に運搬する。

表31 災害復旧・復興時の実施手順

行動		内容
STEP1	仮置場（住民用仮置場、一次集積所）での一次処理（粗選別）	<ul style="list-style-type: none"> 大型物（家電、金属、コンクリートがら、柱材・角材、絨毯、布団、畳等）、危険物・有害物（燃料、爆発物、薬物、アスベスト、PCB等）に分別する。
STEP2	粗選別により選別された選別品の運搬体制の構築、収集・運搬ルート計画、必要機材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開状況を確認し、収集計画を立てる。 計画に基づき、必要となるごみ収集機材・人員の算出と手配を行う。不足する場合は近隣市町村、民間関係団体又は県に支援を要請する。
STEP3	中間処理施設（二次集積所）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う場合は場内の運搬機材や人員の確保が必要 民間に委託する場合は場内の運搬を含めて委託する。二次処理（破碎・選別、焼却等）
STEP4	二次処理により選別された選別品の運搬体制の構築、収集・運搬ルート計画、必要機材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 選別した災害廃棄物ごとに事前に関係部署と調整した上で、運搬計画を作成する 積込容量、交通規則、法定速度等を遵守して安全な作業ができるよう安全運行管理計画を作成する。 広域処理や広域処分を行う場合、被災状況や地理的特性から鉄道輸送や海上輸送も有効な方法となるので、使用可能な手段、輸送先との利便性等を総合的に勘案して決定する。なお、港湾の利用については、港湾管理者等と事前に協議を行っておく必要がある。 鉄道による運搬は次のような利点があり、必要に応じて検討することが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ◇大量輸送により高い輸送効率が見込まれること ◇運搬・到着時間も安定して管理しやすいこと ◇鉄道貨物に用いるコンテナは密閉性が高く災害廃棄物の飛散や臭気等を防止できること ◇鉄道貨物ターミナル駅は全国にあり、かつ、1社が運営していることから、一元的に全国の貨物ターミナル駅まで輸送できること。

出典：大分県災害廃棄物処理計画（令和8年3月）

環境省災害廃棄物対策指針資料編（技17-3）に掲載されている仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時の留意事項を以下に示す。

- 災害廃棄物の運搬には10トンダンプトラックが使用されることが多い。収集運搬が必要な災害廃棄物量（推計値）から必要な車両台数を計画する。
- 仮置場への搬入は収集運搬車両が集中する場合が多く、交通渋滞に配慮したルート計画が要求される。ルート計画の作成に当たっては、できるだけ一方通行で完結できる計画とし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。
- 災害廃棄物の搬入・搬出量の把握のためには、仮置場にトラックスケール（車体ごと計量できる計量装置）を設置したり、中間処理施設において計量したりすることが考えられる。ただし、それらの設備が稼働するまでの間や補完のため、収集運搬車両の積載可能量と積載割合、積載物の種類を記録して、推定できるようにしておくことも重要である。
- 災害廃棄物の運搬には、交通渋滞の緩和等のため、船舶を利用することも考えられる。

3) 運搬車両の運行管理

仮置場の広範囲な分散、大量の運搬車両、多様な運搬経路等が必要な場合には、地域住民等に配慮した安全管理に加えて、効率的な車両運行管理が求められる。一例としてGPS等を活用して、日付、運転者、車番、積荷、積載重量、積載場所、荷降先及び現在の車両位置等を一括して管理できるシステムなどがある。

(7) 仮置場

1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定する。

本町における仮置場候補地は表 32 のとおりとする。また、本計画で想定した災害の仮置場必要面積を表 34～36 に示す。

なお、災害発生時には利用可能な町有地を仮置場として利用するが、町有地で不足が生じる場合は県有地、国有地について利用を検討し、県、国に支援を要請する。

表32 仮置場候補地

名称	所在地	概算面積	所有者及び管理者
黒岩運動公園グラウンド	日出町640番地	9,900㎡	町有地 (社会教育課)
安養寺ふれあい広場	日出町大字藤原 670番地2	11,700㎡	町有地 (社会教育課)

これらの仮置場候補地は、管理者との事前確認を行っており、現地確認も実施済みである。なお、今後、区長や周辺地域住民への説明は実施する必要がある。また、仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結予定事業者等と事前調整は行われていない。

表33 仮置場候補地の選定の際に考慮する点

	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ●公有地（市区町村有地、県有地、国有地）が望ましい。 ●地域住民との関係性が良好である。 ●（私有地の場合）地権者の数が少ない。 	●災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。	
面積	一次仮置場	●広いほどよい。（3,000㎡は必要）	●適正な分別のため。
	二次仮置場	●広いほどよい。（10ha以上が好適）	●仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用	●農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	●原状復旧の負担が大きくなるため。	
他用途での利用	●応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	●当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。	
望ましいインフラ（設備）	●使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	●火災が発生した場合の対応のため。 ●粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。	
	●電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	●仮設処理施設等の電力確保のため。	
土地利用規制	●諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	●手続、確認に時間を要するため。	

	条 件	理 由
土地基盤の状況	●舗装されているほうがよい。 ●水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	●土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
	●地盤が硬いほうがよい。	●地盤沈下が発生しやすいため。
	●暗渠排水管が存在しないほうがよい。	●災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
	●河川敷は避けたほうがよい。	●集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ●災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢	●平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	●廃棄物の崩落を防ぐため。 ●レイアウトの変更が難しいため。
	●敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	●迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	●変則形状でないほうがよい。	●レイアウトが難しくなるため。
道路状況	●前面道路の交通量は少ない方がよい。	●災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	●前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	●大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	●車両の出入口を確保できること。	●災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	●高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾（積出基地）に近いほうがよい。	●広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	●住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ●企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	●粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	●鉄道路線に近接していないほうがよい。	●火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	●各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	●二次災害の発生を防ぐため。
その他	●道路啓開の優先順位を考慮する。	●早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：災害廃棄物対策指針（令和5年1月）【技術資料18-3】

表34 仮置場必要面積

項目	廃棄物種別								
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	燃えがら	合計
災害廃棄物量 (t)	4,443	10,924	21,114	29,529	1,914	2,456	0	0	70,380
災害廃棄物等集積量 (t)	2,962	7,283	14,076	19,686	1,276	1,638	0	0	46,920
災害廃棄物年間処理量 (t)	1,481	3,641	7,038	9,843	638	819	0	0	23,460
見かけ比重 (t/m ³)	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	1.1	-
災害廃棄物容積 (m ³)	7,405	18,207	12,796	17,896	1,160	1,489	0	0	58,953
仮置場必要面積 (m ²)	2,962	7,283	5,119	7,158	464	596	0	0	23,581
仮置場必要面積 (ha)	0.3	0.7	0.5	0.7	0.0	0.1	0.0	0.0	2.4

表35 仮置場必要面積（水害）

項目	廃棄物種別							合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	
災害廃棄物量(t)	77	77	192	270	13	11	261	900
災害廃棄物等集積量(t)	52	51	128	180	8	7	174	600
災害廃棄物年間処理量(t)	26	26	64	90	4	4	87	300
見かけ比重(t/m ³)	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	-
災害廃棄物容積(m ³)	129	128	116	164	8	7	97	647
仮置場必要面積(m ²)	52	51	46	65	3	3	39	259
仮置場必要面積(ha)	0.01	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.03

表 36 仮置場必要面積（津波堆積物）

項目	津波堆積物
津波堆積物(t)	62,400
津波堆積物集積量(t)	41,600
年間処理量(t)	20,800
見かけ比重(t/m ³)	1.46
津波堆積物容積(m ³)	28,493
仮置場必要面積(m ²)	11,397
仮置場必要面積(ha)	1.1

2) 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。広報は、SNS、ホームページ、チラシ、防災無線等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

3) 仮置場の設置、運営

平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震など過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要とされているため、本町においても同様に行う。

- ◆仮置場の選定は、候補地リストの中から、災害対策本部内で調整のうえ行う。
- ◆仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壤調査、土壤のサンプリングをしておくことが望ましい。
- ◆保管する予定の廃棄物の性状、地下地盤の状況（透水性の高い石灰岩質等の場合）に応じて、シート敷設等の土壤汚染、地下水汚染防止対策を検討する。
- ◆仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。（平常時に作成しておく。）
- ◆生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- ◆分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。
- ◆火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入してしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ◆状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。

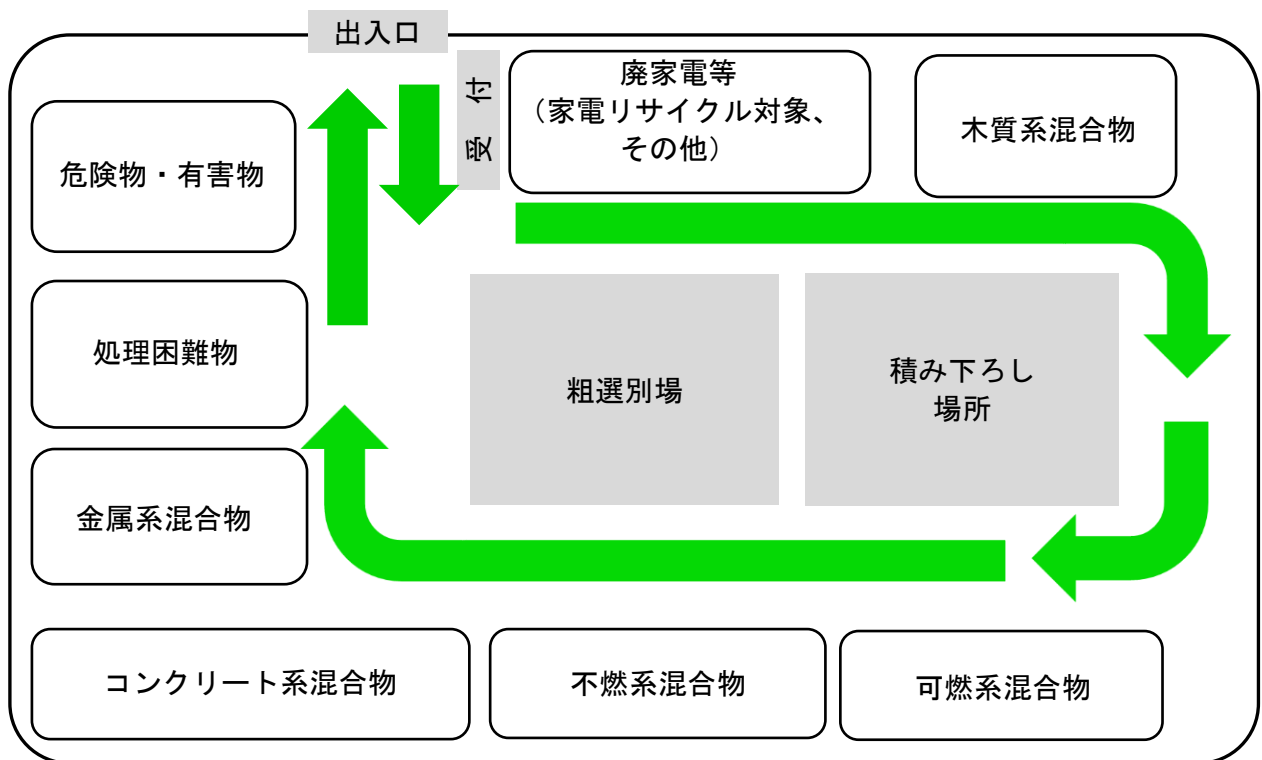
- ◆仮置場の設置場所（住宅密集地付近、都市公園、国立・国定公園内等）に応じて、必要な環境モニタリング（臭気、騒音、振動、周辺河川水質、地下水、粉じん等）を実施する。
- ◆受付では身分証明書の確認を行うなど、他市町村からの便乗ごみが紛れ込まないように留意する。

表37 仮置場の種類

一次仮置場	片付けごみ、被災した建物、津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間の分別・保管を基本とする。
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等への施設に搬入するまでの間の保管や、受入のための中間処理（破碎・選別）を行う。必要に応じて仮設焼却炉を設置する場合もある。

4) 仮置場の分別配置例

仮置場の分別配置の例を図11に示す。また、仮置場候補地の形状に応じた配置・レイアウト図を資料編に示す。



※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。

※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。

※搬入車両は左折入場とする。

※場内の動線は時計回りを基本とし、出入口で車両が交錯することのないようにする。

※区分した廃棄物どうしが接するようになると、境界線が曖昧になり混合廃棄物になりやすい。各廃棄物の配置は、実際の搬入量を見ながら柔軟に変更し、廃棄物どうしが2m程度は離れるようにする。

図11 仮置場の分別配置の例

5) 仮置場の復旧

仮置場の復旧については、使用開始前に土地管理者（所有者）との復旧に関する協議を実施しておくことが望ましい。復旧を行う際は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、迅速な原状回復に努める。

6) 必要資機材

仮置場の運営に必要な資機材を表38に示す。

表38 一次仮置場における必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて	調達方法
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○	委託予定
	マグネット付バックホウ等	敷鉄板の敷設		○	委託予定
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○		委託予定
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○		委託予定
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○	委託予定
	受付	搬入受付	○		委託予定
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○		委託予定
	マグネット、スケルトン			○	委託予定
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○	委託予定
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）※ ¹	災害廃棄物の搬入・搬出	○		委託予定
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○		委託予定
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○	委託予定
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○	委託予定
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○	委託予定
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○	委託予定
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○	委託予定
	飛散防止ネット	飛散防止		○	委託予定
	防じんネット	粉じんの飛散防止		○	委託予定
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○	委託予定
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○	委託予定
	消臭剤	臭気対策		○	委託予定

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて	調達方法
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○	委託予定
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○	委託予定
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○	委託予定

出典：環境省災害廃棄物対策指針【技術資料17-1】をもとに作成

※1 運搬車両の主な用途

- ・塵芥車（パッカー）：可燃ごみ
- ・平ボディ車：不燃ごみ、大型ごみ
- ・大型ダンプ：土砂、流木
- ・アームロール車：コンテナに入るもの（可燃、不燃は問わない）

7) 仮置場における必要人数

仮置場の必要人数と役割分担を表39に示す。

表39 仮置場の必要人数と役割分担

役割	人数	支援要請先	連絡先
受付	2人	一般社団法人 大分県産業資源循環協会	
警備員	2人		
作業員	4～10人		
重機オペレーター	2人		

(8) 片付けごみ

1) 片付けごみの回収戦略

- 災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後から自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される。
- 片付けごみは本町が設置・管理する仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらい、発災直後から仮置場を設置する。片付けごみのステーション回収は行わない。
- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、道路際の自宅敷地内に排出してもらい、災害ボランティアによる支援や状況に応じて本町による戸別回収を検討する。

2) 無管理の集積所への対応方法

- 無管理の集積所が発生した場合の対応
 - ・住民や収集運搬業者等から発生場所についての情報を収集し、可能な限り早期に早急に回収する。早期に回収が困難な場合は、地域住民に分別管理を依頼する。
 - ・無管理の集積所からの搬出が完了したら、本町が指定する排出場所の広報を行い、新たな侵入・排出を避けるため三角コーンやロープで搬出が完了した集積所を囲い、閉鎖する。

(9) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

本町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法における留意事項は、表40のとおりとする。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の

処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

表40 (1) 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・ 建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・ バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・ 廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・ 仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・ 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
漁網	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p.2-45、表 2-3-1 を編集

表40 (2) 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。 ・ PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・ PCB含有の有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など）
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・ 感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・ 可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・ 電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能登半島地震では、液体（灯油・調味料・薬剤）がしみ込んだ木材への対応が課題となったため、留意する必要がある。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p.2-45、表2-3-1を編集、追記

(10) 公費解体

1) 損壊家屋等の解体・撤去に係る手順・留意点等

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害復興に当たって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することができる。表に示すように被害の状況によっては国の特例措置により、半壊家屋まで補助対象が拡大された場合もあるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知を確認する必要がある。

また、平時と異なり、損壊家屋等の撤去・解体や所有者の特定など事務量が膨大となるため、庁内他部局からの協力や県、他市町村からの支援を得たり、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事

業者へ委託することを検討する必要がある。

なお、実施に当たっては、最新版の公費解体・撤去マニュアル（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）の確認が必要である。

以下に、公費解体の手順を示すとともに、公費解体の手続き等に関する留意事項を示す。

表41 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

※○：適用、△：場合により適用

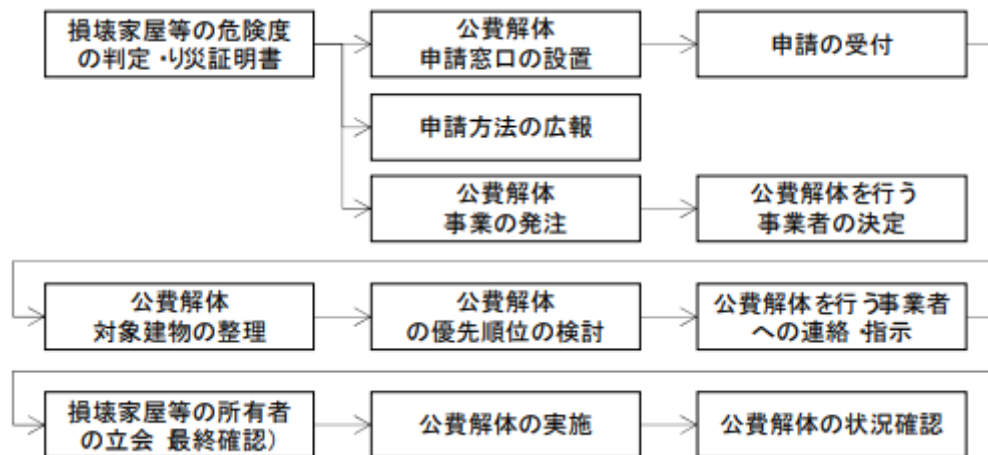


図11 公費解体の手順（例）

出典：環境省災害廃棄物対策指針（令和2年3月）【技術資料19-2】

①公費解体の受付体制等の検討

損壊家屋等を公費により解体する場合、問題となるのは受付体制であり、あらかじめ受付に至る手続きやルールについて定めておく必要がある。なお、住民からの問合せが殺到することが想定されるため、災害の規模によっては回答例を用意し、コールセンターを設置して対応することが賢明である。

表42 公費解体の段取り

<p>●公費解体の対象案件の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費解体の対象（環境省の基準確認） ・具体的な対象事例（または除外する事例）の絞り込み ・基礎や一体的に解体されるブロック塀等、対象となる工作物の絞り込み ・敷地境界、解体物の特定
<p>●公費解体のためのルール作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費解体のための規則または要綱、書類様式の制定 ・申請受付期間の設定 ・公費解体後の登記の扱い等
<p>●公費解体受付体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による直営受付、アルバイト、人材派遣等に委託するのの方針決定 ・受付期間に応じた受付場所の確保 ・申請受理後の書類審査、現地調査の体制の決定 ・町民向け広報の手法と時期、内容の検討

(家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続き等も含む) ・家屋解体事業者と申請者、市町村の3者現地打合せの方法 ・解体前に申請者のすべき事項の策定 ・解体後発生する廃棄物の受入・処分体制の確認
●賃貸物件や集合住宅の公費解体 ・所有者と入居者が異なる場合の必要書類（同意書） ・入居者の退去予定時期の明確化 ・退去（見込）者の住居相談対応

出典：環境省災害廃棄物対策指針【19-2】を編集

②業者との契約

発災直後の損壊家屋等の解体撤去は、災害協定を締結している業者との随意契約が多くなる。一方、り災証明が発行されてからの公費解体については、申請件数が少ない場合には、1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を選定する方が適切である。ただし、災害規模が大規模な場合は、1件ずつの契約は現実的ではなく、平成28年熊本地震の際には、熊本県が解体標準単価を設定し、地域ごとに解体工事業協会会員で班編成を行い、順次計画的に解体工事が進められた事例もある。

なお、解体業者は建築工事業、土木工事業または解体工事業の許可をもっていることが必須であり、当該現場の請負金額によって必要な業許可が異なるため、建設部門に事前に確認しておくことが必要となる。

③緊急に解体を要する場合の留意点

二次災害の恐れがある場合や周辺的生活環境への影響が見込まれる場合、解体工事を行う業者からの見積等を取得し、緊急随意契約により解体を行う場合もある。解体にあたっては、原則として、事前に所有者等の同意が必要となることに留意が必要である。

④工事発注のための積算を行う際の留意点

損壊家屋等の解体後は土地の整地が行われますが、整地に伴う撤去物は管理型最終処分場でしか処分できないような残さが殆どである。その残さの処分費用については、過去の災害事例ではその費用が積算に含まれていなかったため、被災市町村の経費で処分せざるを得ない状況が散見されたことから、工事発注の積算を行うに当たっては、土木・建設部局等へ確認し、残さの処分を含めて積算を行う必要がある。

⑤解体工事における石綿の飛散防止に関する留意点

石綿含有成形板等のレベル3の建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工事に当たり、石綿に関する事前調査が必要となる。石綿飛散防止のため、建築物等の応急危険度判定の結果などを参考に、立入り可能な場合は平常時と同様に事前調査を行い、特定建築材料からの飛散防止措置を講ずる必要がある。また、立入不可の場合は散水等による「注意解体」による飛散防止措置を講ずることについて、解体等工事の受注者等に対し、適切に指導する必要がある。

また、解体等工事の現場においては、石綿を含まない廃棄物、石綿含有廃棄物、廃石綿等に区分し、適切に保管・処理を行う必要がある。

2) 損壊家屋等の解体・撤去等に係る関係者の同意の取得等に関する手順等

損壊家屋等の解体・撤去は、私有財産の処分であることから、公費解体・撤去を行う場合でも、所有者自らの申請、又は共有者の申請及び申請者以外の共有者等の権利者全員の同意を得てから進めることとなる。例えば、単独所有の場合には所有者の同意があれば解体・撤去が可能であるが、相続等によって複数人によって共有されている場合には、共有者全員の同意が必要となる。

他方で、家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性が認められない場合には、その建物（以下「倒壊家屋等」という。）についての所有権等は消滅しているとみなされる。その場合、当該倒壊家屋等について、市町村が所有者等から公費解体・撤去に係る申請を受け付け、解体・撤

去工事前に貴重品や思い出の品など必要なものがその所有者等により持ち出されたことを確認した後は、家屋等の所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えないとされている。倒壊家屋等に建物性が認められなくなったことについては、建物の滅失の登記により確認することができる。

また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等についても、所有者等又はその所在が判明しない場合には、所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。加えて、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した公費解体・撤去も考えられる。

※建物性

建物性が認められるためには、①土地に定着しており（定着性）、②屋根及び周壁又はこれに類するものを有し（外気分断性）、③その目的とする用途に供し得る状態（用途性）があるものでなければならない。

※滅失の登記

不動産登記法（平成16年法律第123号）第57条において、「登記されている建物が滅失したときは、当該建物の所有者は、その滅失の日から1月以内に当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」とされている。

※所有者不明建物管理制度

調査を尽くしても建物の所有者やその所在を知ることができない場合に、利害関係人が地方裁判所に申し立てることにより、地方裁判所が、その建物の管理等を行う管理人を選任する制度。

※宣誓書方式

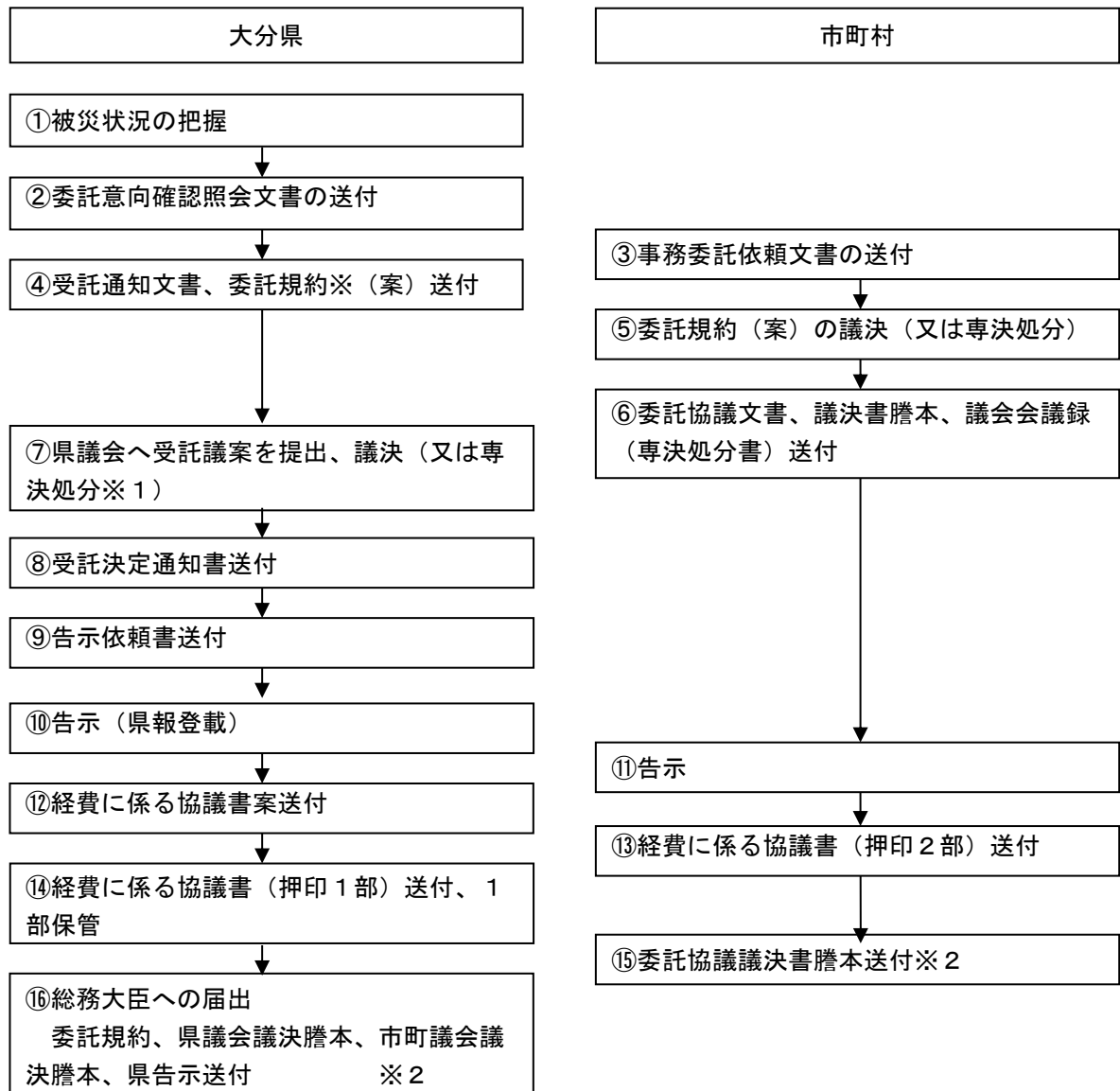
申請者が公費解体・撤去の申請をすることに対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合に、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書）の提出を受けることにより、解体・撤去を行うことができる。

(11) 国・県等への事務委託

①県への事務委託

災害廃棄物処理は一般廃棄物として市町村が行うことが原則であるが、地震や津波による被災状況や被災市町村の執行体制などから、市町村単独での事務処理が困難と判断される場合は、市町村は地方自治法に基づき県に事務委託を要請することができる。

県が市町村に代わって処理を行う場合、事務の委託（地方自治法252条の14）又は事務の代替執行（地方自治法252条の16の2）に基づいて実施することとなる。



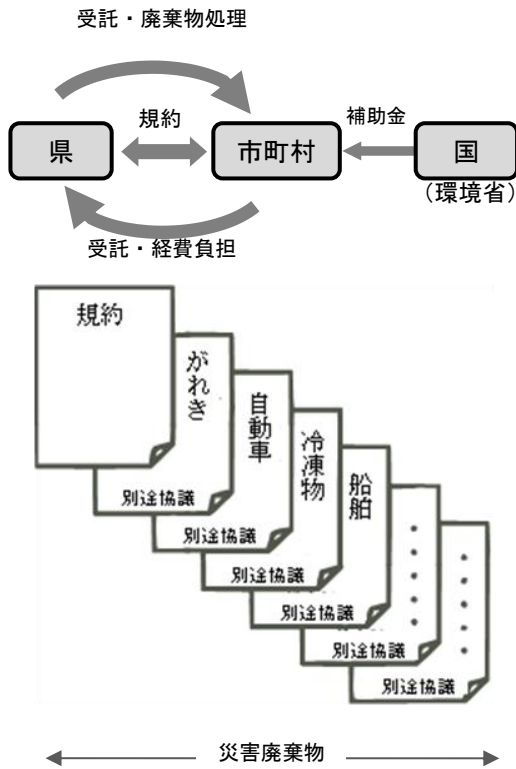
※1 専決処分を行う場合は、議会運営委員会及び常任委員会において内容を説明すること。

※2 専決処分を行った場合は、議会における専決処分承認後

出典：静岡県災害廃棄物処理計画（平成27年3月）を一部修正

図12 事務委託の流れ

■市町村から県への事務委託スキーム（地方自治法252条の14）



◇災害廃棄物処理は緊急性が高いため、県議会、市町村議会の議決に時間を要すると判断される場合は、県・市町村とも規約については専決処分に対応し、後日、議会に報告し、承認を得る

◇規約はどの災害廃棄物にも対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により対応することで市町村の事務負担を軽減

◇いずれかの災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日から順次スタート

◇市町村からの委託要望は、別途協議の追加により適宜対応可能

◇事務手続きの窓口は
 県：災害対策本部廃棄物対策班
 （または廃棄物対策課）
 市町村：環境担当部局

◇がれき以外の災害廃棄物に関する別途協議については、県・市町村とも各分野担当部局で委託範囲等の詳細を調正

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成26年3月）【技1-9-2】（平成26年3月）を編集

図13 市町村から都道府県への事務委託スキームの概要

②国による廃棄物の処理の代行

平成27年の災害対策基本法の改正により、被災地域において都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受けた場合に備え、発災後の機動的対応が可能となるよう、国が処理指針に基づき、災害廃棄物の処理の代行を行うことができるようになった。

国による指定災害廃棄物の処理の代行は、指定された地域内の市町村の長からの要請により、次の事項を勘案し、適用が判断されることとなる。

- ア 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- イ 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- ウ 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

アについては、当該市町村及び地方自治法に基づき当該市町村から事務を受託できる都道府県の行政機能の低下の度合い等を、イについては、平素当該市町村及び当該市町村を管轄する都道府県で行われない廃棄物の処理のための知識や技術の程度等を、ウについては、当該市町村及び当該市町村を管轄する都道府県内における処理が困難な程度に災害廃棄物が発生しているか否か等により判断される。

(12) 環境モニタリング

災害廃棄物処理においては、建物の解体撤去から収集運搬、保管、中間処理等の一連の作業において環境等への影響が発生するが、この影響を最小限とし公衆衛生の確保、環境の保全に努める必要がある。

災害廃棄物処理に伴う環境への影響については、周辺環境の調査を定期的に行うこと（環境モニタリング）によって把握し、調査結果を踏まえた対応を取ることが必要である。

①基本方針

町は、環境負荷低減や町民及び作業員への健康被害防止のため、環境モニタリングを実施する。特に、仮置場については、開設前にも調査を実施し、閉鎖時に汚染が確認された場合の原因確認に注意する。

②災害廃棄物処理における環境影響と環境保全策

災害廃棄物処理における環境影響の主な要因と環境保全策について、表43に示す。

表43 災害廃棄物処理における環境影響の主な要因と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音 ・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

参考：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）を参考に作成

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成31年4月）【技18-5】

③環境モニタリングの実施

環境モニタリング地点選定の考え方については以下に示す。

表44 環境モニタリング地点選定の考え方

影響項目	留意点
①大気 ・臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理機器（選別機器や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きい想定される場所を確認する。 ・災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置を確認する。 ・環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
②騒音 ・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。 ・作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。 ・発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
③土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌については、事前に集積する前の土壌等10地点程度を採取しておくこと、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。東日本大震災の事例として、以下の資料が参考となる。 <p>【参考資料】 仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項（環境省） 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（岩手県） 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領運用手引書（岩手県）</p>
④水質	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水出口近傍や汚土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成31年4月）【技18-5】

環境モニタリングの調査・分析方法について東日本大震災における事例を以下に示す。

表45 環境モニタリングの調査・分析方法（東日本大震災における事例）

影響項目	調査・分析方法（例）
大気（飛散粉じん）	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気（アスベスト）	アスベストモニタリングマニュアル第4.0版（平成22年6月、環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法」（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成15年環境省告示第16号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成15年環境省告示第18号（土壌溶出量調査に係る測定方法） ・第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成15年環境省告示第19号（土壌含有量調査に係る測定方法） ・第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成15年環境省告示第18号（土壌溶出量調査に係る測定方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（H7.9環告第63号）に基づく方法とする。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・排水基準を定める省令（S46.6総理府例第35号） ・水質汚濁に係る環境基準について（S46.12環告第59号） ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（H9.3環告第10号）

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成31年4月）【技18-5】

7章 風水害における処理対応

風水害は、地震災害と比較すると局地的になり、災害廃棄物発生量が地震と比較して少ないことから、基本的には地震災害時の対応方針に準じるものとする。しかしながら、通常のごみと比較すると水分を多く含むなどの特徴を有することから、収集運搬・処理にあたって、留意する必要がある。

また、特に重要となるのが、発災後速やかに仮置場の位置情報や、搬入・分別のルール等を周知することである。風水害では、床上・床下浸水家屋が多いため、水が引いた直後からごみが排出される。このため、適切に行わない場合、必要以上の処理期間やコストを要することとなる。これらの留意点を踏まえ、適切に対応することが必要である。

水害廃棄物対策の特記事項を表46に示す。

表 46 水害廃棄物の特記事項

区分	内容
水害廃棄物の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 水害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理方法には事前に対策を検討し、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを事前に作成する。
処理施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 水没する可能性のあるくみ取り便所の便槽や浄化槽についての対策を、事前に検討しておく。 洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害の有無を想定し、事前に対策を行う。
収集・運搬、保管	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等に注意しながら発災前に収集運搬車両を避難させるなど対策を行う。 洪水ハザードマップを参考に、発災後に収集・運行可能なルートを検討する。 広域処理を想定した搬出先へのルートについて、洪水ハザードマップを参考に事前に検討する。 仮置場については、水害の特性（河川敷の使用が困難であることなど）に配慮する。
危険物・有害物質等	<ul style="list-style-type: none"> 水害時には、薬品類や危険物が流出する可能性があるため、事前に保管場所等について地図で把握し、流出しないよう対策を行う。
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 被災市区町村が収集すべき情報として、浸水状況（床上・床下・倒壊棟数）を把握する必要がある。
収集・運搬、保管、処理	<ul style="list-style-type: none"> 水害廃棄物は、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始することが望ましく、特にくみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速な対応が必要である。 水害時には、水分を含んで重量がある畳や家具等が多量に発生し、積込み・積降しに重が必要となるため、平時より収集作業人員及び車両等（平積みダンプ等）の準備が必要である。 洪水により流されてきた流木等、平時は市区町村で処理していない廃棄物についても、一時的に大量に発生し、道路上に散乱し、又は廃棄

区分	内容
	<p>物が道路上に排出されるなど、道路交通に支障が生じた場合は、優先的に道路上の廃棄物等を除去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水分を含んだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。 ・ 畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るためカッターによる切断（1/4 程度に）等の対応をすることが望ましい。 ・ 水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽は、速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒を行う。
<p>保管、選別・ 破砕、焼却処 理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害廃棄物は、土砂が多量に混入する場合がある。処理に当たっては、水分の影響で木くず等に付着した土砂分の分離を難しくすることから、水害廃棄物の保管方法や分別・破砕方法等の検討が必要である。 ・ 水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、助燃剤や重油を投入する必要性が生じることがある。 ・ 大量の濡れた畳の処理に当たっては、焼却炉のピット内での発酵による発熱、発火に注意をする必要があり、一度に多量にピット内に入れないようにする。 ・ 水没したくみ取り槽、浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥については、原則として所有者の責任において、許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）P2-18、P2-36、P2-49 を編集

8章 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。実行計画の具体的な項目例は、表47のとおりとする。

表47 実行計画の項目例

1 実行計画の基本的考え方
1.1 基本方針 1.2 実行計画の特徴
2 被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
2.1 被災状況 2.2 発生量の推計 2.3 災害廃棄物の性状
3 災害廃棄物処理の概要
3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方 3.2 町内の処理・処分能力 3.3 処理スケジュール 3.4 処理フロー
4 処理方法の具体的な内容
4.1 仮置場 4.2 収集運搬計画 4.3 解体・撤去 4.4 処理・処分
5 安全対策及び不測の事態への対応計画
5.1 安全・作業環境管理 5.2 リスク管理 5.3 健康被害を防止するための作業環境管理 5.4 周辺環境対策 5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法 5.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法 5.7 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
6 管理計画
6.1 災害廃棄物処理量の管理 6.2 情報の公開 6.3 都道府県、市町村等関係機関との情報共有 6.4 処理完了の確認(跡地返還要領)

9章 廃棄物処理法の特例制度の活用

非常災害・・・主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、市町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害のことをいう。特例の適用において、個々の災害が廃棄物処理法上の非常災害時に係る特例措置等の対象となる非常災害に該当するかは市町村の長が判断する。

(1) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

①制度の概要

市町村が廃棄物処理施設を設置する場合、廃棄物処理法に基づく設置届が必要になるが、平時と同様の手続きであれば、手続きにかなりの時間を要す。この事務手続きを簡略化するため、災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例が設けられた。

非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が一般廃棄物処理計画に定めようとするとき、又は当該計画を変更しようとするときであって、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得ていた場合には、発災後、現に当該施設の設置をするときに都道府県知事にその旨の届出をすれば、最大30日間の法定期間を待たずにその同意に係る施設の設置ができる。

●非常災害時における市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出手続（法第9条の3の2）

【規定の適用条件】非常災害が発生した場合に、その災害により生じる廃棄物の処理を行うために設置を予定している一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするとき

廃棄物処理法	
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村廃棄物処理計画への規定（案）作成 ・【市町村】県へ協議書の提出 ・【県】協議書への同意
発災後	<ul style="list-style-type: none"> ・【市町村】生活環境影響調査の実施 ・【市町村】設置届出書の提出 ・【市町村】生活環境影響調査結果縦覧 ・【県】設置届出書受理（承認） ・【市町村】施設の設置

※生活環境影響調査結果縦覧手続の簡素化

市町村条例において、非常災害時に限り縦覧期間の短縮を行うなどの措置を規定することにより更なる期間の短縮が可能となる。

②制度を活用するための事前準備

ア 都道府県知事との事前協議

非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設について、あらかじめ県と協議を行い同意を得ることにより、非常災害時に都道府県知事による技術上の基準に適合するか否かの審査に要する期間（廃棄物処理法第9条の3第3項：最大30日）を省略することができる。

本特例が適用されるのは、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設が、都道府県知事が同意した施設と同一の場合に限られ、同意を得た内容に変更を加える場合は、変更が生じる部分について、必要な書類を添えて再度協議し、同意を得る必要がある。

なお、本特例によりあらかじめ都道府県知事の同意を得ていた一般廃棄物処理施設を非常災害時に設置しようとするとき、当該市町村は、都道府県知事に対し、廃棄物処理法第9条の3第1項に基づく届出をすることが必要である。

【事前協議書の内容】

- (ア) 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- (イ) 一般廃棄物処理施設の種類
- (ウ) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- (エ) 一般廃棄物処理施設の処理能力
- (オ) 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (カ) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

イ 条例の改正

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者に対して生活環境保全上の見地からの意見書提出の機会を付与する手続に関しては、市町村が条例で定めることとされている。今般の廃棄物処理法の趣旨を踏まえ、生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する場所の変更や期間の短縮等、非常災害の状況に応じて一般廃棄物処理施設の設置の手続を一部簡素化することが考えられる。

また、生活環境影響調査の実施における項目の選定や内容、期間などについても、災害の程度を踏まえた上で、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するという観点からの対応が考えられる。

【条例で定める事項（廃棄物処理法第9条第2項関係）】

- (ア) 縦覧及び意見書を提出する対象となる一般廃棄物処理施設の種類
- (イ) 生活環境影響調査結果の縦覧の場所及び期間
- (ウ) 利害関係を有する者が提出する意見書の提出先及び提出期限
- (エ) 法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するにあたって必要な事項

(2) 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加

通常、民間事業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、都道府県知事の許可が必要である。廃棄物処理法では、市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同じく、都道府県知事への届出で足りることとされている（廃棄物処理法第9条の3の3）。

●非常災害時における事業者による一般廃棄物処理施設の設置手続（法第9条の3の3）

【規定の適用条件】

- ①非常災害が発生したこと。
- ②施設の使用は当該非常災害により生じた廃棄物に限ること。
- ③届出主体は災害廃棄物の処理について被災した市町村から委託を受けていること。

廃棄物処理法		
発 災 後	【市町村業務受託者】生活環境影響調査の実施	
	【市町村業務受託者】 設置届出書、生活環境影響調査提出	【市町村】生活環境影響調査結果縦覧 【利害関係者】意見の提出
	【県】設置届出書受理	
	【県】技術上の基準適合についての確認 届出受理日から30(60日)以内に変更・廃止命令	
	【県】技術上の基準適合についての確認、結果通知（届出承認）	

※生活環境影響調査結果縦覧手続の簡素化

市町村条例において、非常災害時に限り縦覧期間の短縮を行うなどの措置を規定することにより更なる期間の短縮が可能となる。

(3) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加

通常、既設の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理するときは、都道府県知事への事前の届出が必要である。廃棄物処理法では、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、事後の届出でその処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置できることとしている。(廃棄物処理法第15条の2の5第2項)。

※被災地にすでに設置されている産業廃棄物処理施設に限る。被災地域外の都道府県における産業廃棄物処理施設において当該廃棄物を処理しようとする場合においては、通常と同様に事前に届け出が必要である。

●非常災害時に産業廃棄物処理施設で一般廃棄物を処理する場合の設置届出手続（法第15条の2の5第2項）

【規定の適用条件】非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物（第15条の2の5第1項）を処理するとき

廃棄物処理法	
発 災 後	【産業廃棄物施設設置者】当該産廃施設処理しようとする産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物（環境省令で定めるもの）を処理しようとするとき
	【産廃施設設置者】処理の実施
	【産廃施設設置者】届出書の提出（遅滞なく行う）
	【県】届出受理

(4) 災害廃棄物処理の委託に関する特例

市町村の通常業務で対応できない量の災害廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理業者や建設業者に収集運搬や中間処理を委託することが必要となる。通常は、市町村が一般廃棄物処理を委託する場合、受託者の再委託は禁止されているが、非常災害時においては、市町村が当該非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができる（令第4条第3号）。

また、非常災害時に市町村から一般廃棄物の処理の委託を受けた者の委託を受けて一般廃棄物の処理を業として行うものについては、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。

●非常災害時に市町村が委託する一般廃棄物の収集、運搬又は処分業務の受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の要件（廃棄物処理法施行令第4条第3号・環境省令第1条の7の6）

【規定の適用条件】日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないことなど

廃棄物処理法施行令等	
発 災 後	【被災市町村】収集運搬・中間処理業務等委託
	↓
	【委託業務受託事業者（受託者）】市町村業務の受託
	↓
	★再委託基準：環境省令基準
	↓
【上記受託者が受託業務を委託する者（再受託者）】業務の受託	
↓	
★再受託者の要件（環境省令基準）：施設、人員、当該業務実施経験など	
↓	
再委託可	

※受託者、再受託者ともに一般廃棄物処理業許可は不要（法施行令第4条第3号）

10章 平時の備え

（1）計画の点検・改定

本計画をより実効性の高いものにするために、以下のような場合に随時計画の見直しを行うものとする。

- ①地域防災計画等で想定される災害や被害想定の見直しなどがあった場合
- ②国の災害廃棄物処理に関する諸法令や指針等の改正があった場合
- ③県の処理計画や関連するマニュアル等の改正が行われ、本町の処理計画においても情報の更新等が必要な場合
- ④協定締結先、廃棄物処理施設の状況等、本町における災害廃棄物処理に関する情報の更新等が必要な場合
- ⑤本町における組織体制の変更等により、処理体制構築の見直しが必要な場合等また、災害廃棄物処理計画を活用した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練等を継続的に実施するとともに、実施結果を踏まえた本計画の点検・見直しを行う。

（2）計画の共有、関係者との連携

策定した災害廃棄物処理計画は、庁内（首長等の上層部や関係他課）や住民、民間事業者へも周知する必要があるため、庁内、民間事業者との連携を図り、住民に対しては計画を公表する。また、住民に対しては平時からカレンダーに記載したりわかりやすいパンフレットを配布したりするなど、災害廃棄物対応に係る周知・広報を行う。

また、計画に実行性を持たせるために、県や一部事務組合、協定締結先と、平時から情報交換や協議を定期的に行う。

(3) 職員の教育、研修及び訓練の実施

廃棄物部局では、災害が発生した際に災害廃棄物処理計画を有効に活用することを目的として、関係職員を対象に、計画の内容や国・県をはじめとした関係機関の災害廃棄物処理体制と役割、過去の事例等について周知徹底を図る必要がある。

災害発生時に業務の中心を担う職員に対しては、災害廃棄物に関する専門的知識、関係法令の運用、災害廃棄物処理に必要な技術的な内容に関する教育を受ける機会を提供する。

職員の教育訓練については、県が開催する研修や訓練等へ可能な限り参加し、各種マニュアル等の配布、視察などを、効果的にかつ効率的に実施する。また、「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」（国立環境研究所編集）（https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/practice/guide_1.pdf）などを災害廃棄物処理に関する教育訓練に活用する。

教育訓練等の成果の先進的な活用事例として、災害廃棄物処理に係るマネジメントや専門的な技術に関する知識・経験を習得した者及び実務経験者のリスト化がある。リストアップする実務経験者等の対象には、災害廃棄物だけでなく廃棄物に関する経験者も含め、整理したリストは定期的に見直し・チェックを行い、継続的に更新することで、発災時の速やかな体制構築と経験の活用を図る。

なお、災害ボランティアセンターを運営する日出町社会福祉協議会などの連携先との訓練もしくは意見交換を、年1回の頻度で実施することとする。

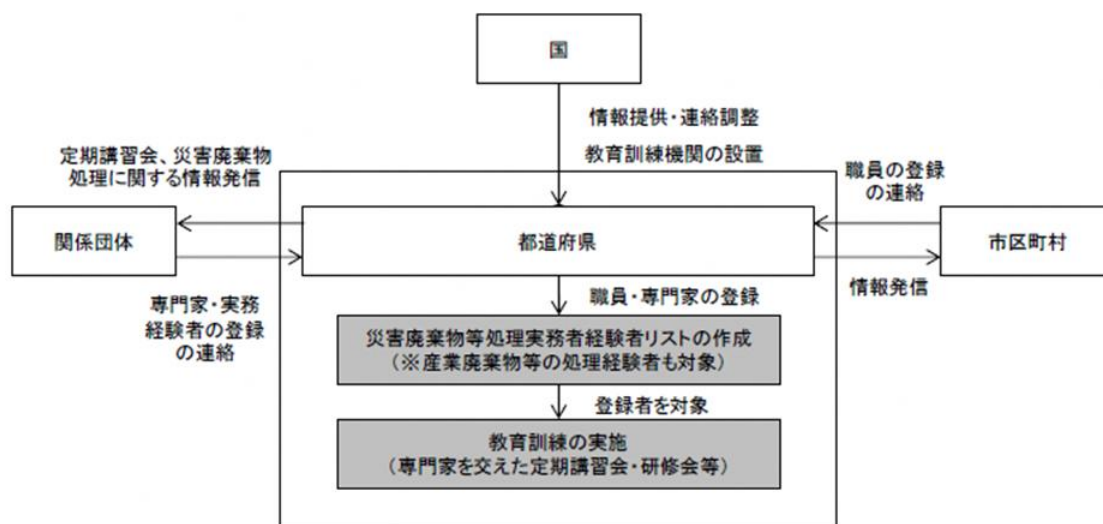


図14 教育訓練体系の例

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P2-6図2-1-1

11章 補助金の活用

災害時の環境省の補助金には、災害廃棄物の処理に活用できる「災害等廃棄物処理事業費補助金」と、一般廃棄物処理施設の復旧に活用できる「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」があり、災害廃棄物処理の財源確保のため、災害等廃棄物処理事業費補助金の活用を図る。また、これらの申請の際には、災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂 環境省）を参考とする。災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲について図15、補助割合について図16に示す。

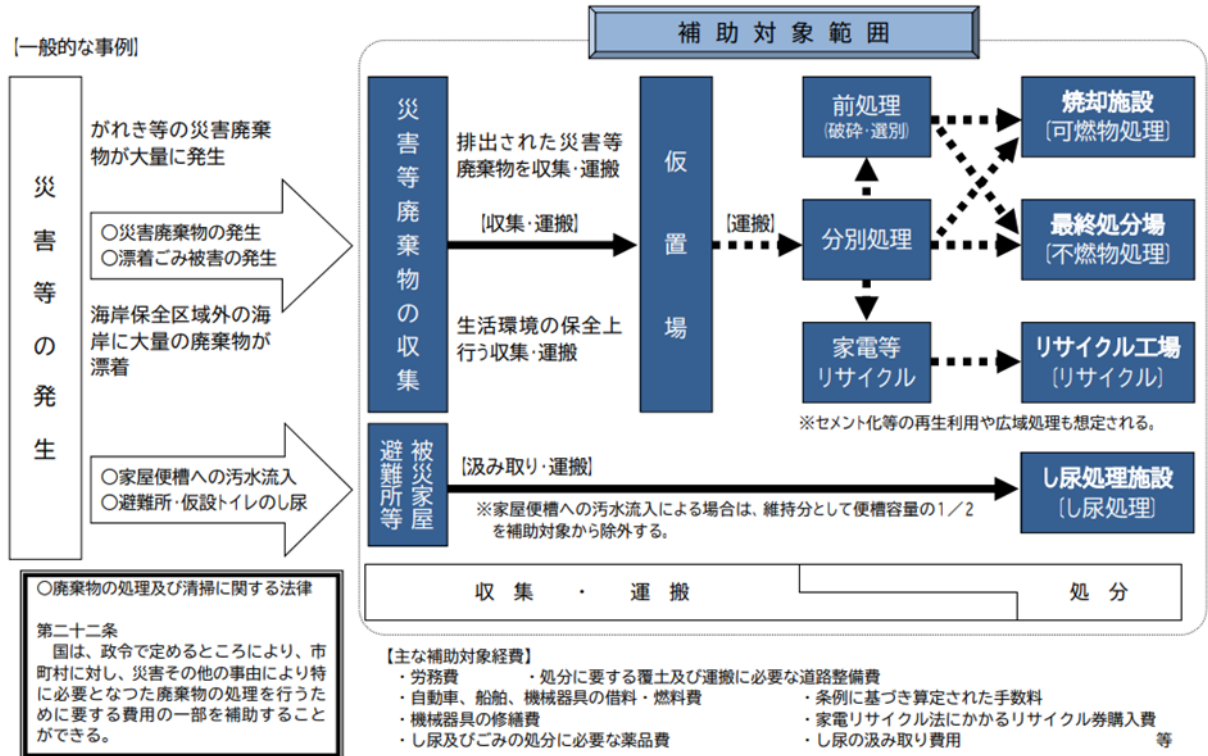


図15 災害等廃棄物処理事業の業務フローと補助対象範囲

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）

	通常災害	激甚災害	特定非常災害	
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	
災害廃棄物処理基金	-	-	-	事業費の2.5% (国庫補助及び地方財政措置後の残割合) から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90% (について、該当都道府県に基金を設置予定)
地方財政措置	地方負担分の80% (について特別交付税措置)	左記に加え、さらに残りの20% (について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57% (について特別交付税措置) ※起債充当率 100%	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95% (について公債費方式により基準財政需要額に算入) ※起債充当率 100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95% (について特別交付税措置)	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象	

図16 ◆財政措置を含めた補助割合

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）